

# 魚沼市人権教育・啓発推進計画 (中間見直し)

計画期間：2015(平成27)年度～2025(令和7)年度



2021(令和3)年3月

魚 沼 市

---

---

## 市民一人ひとりの人権が尊重され

### 安心して暮らせる魚沼市の実現を目指して

人権とは、人種や民族、性別、出身などの違いにかかわらず、誰もが生まれながらに持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。人権は、私たちの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている、身近でとても大切な権利です。

しかし、私たちのまわりには、同和問題を始め、子どもや女性などへの虐待や暴力、高齢者、障がいのある人、外国籍の人などに対する差別や偏見、インターネット等によるプライバシー侵害など様々な人権問題が発生しています。全ての人々の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合い支え合う社会を実現するには、私たち一人ひとりが人権について正しく理解し、行動することが重要です。

人権擁護の国際的潮流の中で制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2015（平成27）年3月に「魚沼市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。この計画においては、本市における人権教育・人権啓発に関する施策の基本的な方向を明らかにしていましたが、2019（令和元）年に行った人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ、このたび計画の中間見直しを行いました。

今後は本計画に沿って、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる魚沼市の実現を目指して人権教育・人権啓発の推進に取り組んでまいります。行政の不断の努力は言うまでもありませんが、市民の皆様、関係機関・関係団体の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会の皆様を始め、意識調査にご協力いただいた市民の皆様、関係団体の皆様に心から御礼申し上げます。

2021（令和3）年3月

魚沼市長 内田 幹夫

---

---

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 人権を取り巻く状況	1
3 計画策定の考え方	4
4 市政運営の考え方と人権課題	5
5 計画の期間	5

## 第2章 人権教育・啓発の推進

1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進	6
2 生涯学習における人権教育の推進	7
3 企業・団体等における人権教育・啓発の推進	9
4 地域における人権啓発の推進	10

## 第3章 分野別人権施策の推進

1 女性	13
2 子ども	15
3 高齢者	17
4 障がい（※）のある人	21
5 同和問題	23
6 外国籍住民	26
7 インターネットによる人権侵害	29
8 感染症患者等	31
9 その他の人権に関する現状と課題	32

## 第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	37
2 関係機関等との連携	37
3 計画の評価と見直し	37

---

※ 国においては、法令における表記は当面「障害」を用いることとしているが、常用漢字表は地方公共団体や民間組織においてそれぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能とされていることから、本計画では、「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」と表記し、法律・計画・手帳などの固有名詞は「障害」と漢字表記する。前頁及び以下同様に表記

## 資料編

1	世界人権宣言	40
2	日本国憲法（抄）	45
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	49
4	新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）	51
5	魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言	54
6	魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例	55
7	計画策定の経緯	59
8	魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿	61
9	魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱	62
10	魚沼市人権教育・啓発推進計画庁内検討委員会名簿	63
11	人権施策担当部署	64
12	パブリックコメントの結果とその反映状況	65



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」と言われています。人権擁護の国際的潮流が広がり、国内では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年に施行され、地方公共団体の責務として地域の実情を踏まえた人権施策を策定し、実施することが求められています。

2006（平成18）年に策定した第一次魚沼市総合計画では、「人と四季がかがやく 雪のくに」を、2016（平成28）年に策定した第二次魚沼市総合計画では、「人が集い、学び、支えあうまち 魚沼」を目標とする将来像に掲げ、その時代にふさわしいまちづくりと、ふるさととして誇れるまちづくりを進めています。人権に関する基本的な視点は同計画には示していませんが、各種の個別計画の中で人権に配慮した施策や人権教育を推進してきました。

しかし、現状は、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍住民などに対する差別と偏見が存在し、近年ではインターネット上のプライバシー侵害や個人情報不正取得、性的マイノリティ（性的少数派）に対する無理解から起きる差別やハラスメント、加えて、新型コロナウイルス感染症に対する不安や偏見による人権侵害や風評被害などの新たな人権問題も生じ、社会問題化しています。

このような状況を踏まえ、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言の下、市民が互いの人権を尊重し支え合いながら健やかに安心して暮らせる魚沼市の実現を目指して、魚沼市の現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、今後市が取り組むべき基本的な方向を明らかにするために、2015（平成27）年に策定した本計画をベースに、その後の社会情勢の変化等を踏まえて内容の追記、補強を行ったものであります。

## 2 人権を取り巻く状況

### （1）国際社会の動き

世界は、20世紀に入り二度にわたる大戦を経験しました。特に第二次世界大戦では特定人種の迫害、大量虐殺など甚大な人権の侵害が横行しました。この反省に立ち、世界平和と人権尊重のために、1945（昭和20）年、国際連合（国連）が設立されました。その後、1948（昭和23）年の国連総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。宣言には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と明記されています。

以来、この宣言に法的拘束力を持たせ、その理念を実効あるものにするために「国際人権規約」を始め「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害

者権利条約」など多くの条約・規約が採択されました。また、「国際婦人年」、「国際障害者年」など重要なテーマごとに国際年を定め、人権が尊重される社会の実現を目指した取組が進められてきました。

しかし、今なお、世界各地で地域紛争が多発し、難民や避難民の発生、飢餓、貧困、環境破壊など深刻な人権侵害が続いています。このことから、1994（平成6）年の国連総会で、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行いました。「お互いの人権を認め合うことは特別なことでなく、日常の中で人間として当たり前のことである」とする「人権という普遍的文化の創造」を宣言し、そのための行動計画が示されました。

その後、2004（平成16）年には、国連総会において「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」にするための気運が更に高まりました。

## （2） 国の動き

日本国憲法は、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を基本原理として施行されました。第11条で基本的人権の尊重について規定し、その他の条文においても自由権、平等の権利、社会権、参政権などが定められ、基本的人権が保障さ

※日本が締結している国連等の主な人権関係規約・条約

（2014年7月現在）

名 称	採択年月日	発効年月日	締約 国数	締結年月日 （日本）
①婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）	1953. 3. 31	1954. 7. 7	122	1955. 7. 13
②人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）	1949. 12. 2	1951. 7. 25	82	1958. 5. 1
③経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約/A規約）	1966. 12. 16	1976. 1. 3	162	1979. 6. 21
④市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約/B規約）	1966. 12. 16	1976. 3. 23	168	1979. 6. 21
⑤難民の地位に関する条約（難民条約）	1951. 7. 28	1954. 4. 22	145	1981. 10. 3
⑥女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	1979. 12. 18	1981. 9. 3	188	1985. 6. 25
⑦児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1989. 11. 20	1990. 9. 2	194	1994. 4. 22
⑧あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965. 12. 21	1969. 1. 4	177	1995. 12. 15
⑨強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2006. 12. 20	2010. 12. 23	42	2009. 7. 23
⑩障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2006. 12. 13	2008. 5. 3	147	2014. 1. 20
⑪国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）	1980. 10. 25	1983. 12. 1	91	2014. 1. 24

・③、④及び当該規約を補完する選択議定書を総称して「国際人権規約」といいます。人権に関する諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。

れています。さらに、基本的人権の確立と擁護を図るため「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が制定され、各種施策が実施されてきました。

一方、国際社会の一員として国際人権規約などの人権に関する規約・条約（※）を批准し、人権擁護の取組を進めてきました。1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画を策定しました。

ここに至るまでには、1922（大正11）年に、長い間いわれなき差別を受けていた被差別部落の人々が立ち上がり、全国水平社を結成し「水平社宣言」を採択、差別撤廃に向けた全国的な運動が広がった歴史があります。

この我が国固有の同和問題に対する国の取組は戦後本格的に始まり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べた1965（昭和40）年の同和対策審議会の答申を契機に1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和地区の生活向上に向けた施策が進められました。1996（平成8）年には「人権擁護施策推進法」が制定され、人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同審議会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これにより、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが国及び地方公共団体の責務とされました。

その後も、子ども・高齢者・障がい者に対する虐待防止や、女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律の整備が進められてきたほか、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、部落差別の解消を推進するため2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

### （3）新潟県の動き

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978（昭和53）年、「同和教育基本方針」を制定しました。その後、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、県が取り組む人権教育・啓発の基本的な方向を示しました。同指針には、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「外国人」、「感染症患者等」、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」、「犯罪者やその家族」、「刑を終えて出所した人等」、「インターネットによる人権侵害」などの人権課題が提示されています。また、「市町村においても人権教育・啓発推進法にのっとり、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されています。

さらに、2010（平成22）年には、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」が策定されました。

2020（令和2）年3月には、法整備や社会情勢の変化を踏まえ、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が見直されました。

#### (4) 魚沼市の動き

本市の学校教育では、温かい学級づくりと不登校対応の取組の推進を重点事項の一つに掲げ、親和的な学級集団の育成に向けた取組の推進や、不登校児童・生徒、家庭に対する教育相談の充実に努めています。

生涯学習の分野では、人権意識を高めることは全ての学びの根底にあるべき目標と定め、人権に関する講演会などを開催しています。

子育てや福祉分野においては、「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」、「魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「魚沼市障害者計画・障害福祉計画」などを策定し、子どもや保護者、高齢者、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりを進めています。

また、男女共同参画社会の実現のため「魚沼市男女共同参画推進計画」を策定し、全ての男女が互いにその人権を認め、責任を分かち合い、自分自身の個性と能力を発揮できる男女ともに支え合うまちづくりを進めています。

本市では、こうした取組を継続し、施策の実効性を高めるため、令和2年4月に「魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言」を行い、この宣言の下「魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」を施行しました。

(参考：魚沼市総合計画・人権に係る主な個別計画)

- |  |               |      |
|--|---------------|------|
| ○「第二次魚沼市総合計画」                          | 2016（平成28）年策定 | 10年間 |
| ○「第2次魚沼市生涯学習推進計画」                      | 2016（平成28）年策定 | 10年間 |
| ○「第2次魚沼市健康づくり計画」                       | 2016（平成28）年策定 | 10年間 |
| ○「第3次魚沼市男女共同参画推進計画」                    | 2016（平成28）年策定 | 5年間  |
| ○「第2次魚沼市地域福祉推進計画」                      | 2018（平成30）年策定 | 5年間  |
| ○「第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」                 | 2020（令和2）年策定  | 5年間  |
| ○「魚沼市障害者計画・第5期魚沼市障害福祉計画・第1期魚沼市障害児福祉計画」 | 2018（平成30）年策定 | 3年間  |
| ○「魚沼市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」              | 2018（平成30）年策定 | 3年間  |

### 3 計画策定の考え方

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」を踏まえ、本市の現状に即して策定します。
- (2) 魚沼市総合計画に基づく個別計画として位置付け、その他の個別計画における施策を進める上での人権尊重の基盤となる計画とします。
- (3) 2014（平成26）年3月に実施した魚沼市人権に関する意識調査（以下「前回意識調査」という。）の結果を反映させます。
- (4) 2019（令和元）年11月に実施した魚沼市人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査（以下「今回意識調査」という。）の結果を反映させ中間見直しを行います。

## 4 市政運営の考え方と人権課題

第二次魚沼市総合計画では、まちづくりの基本理念として「まちづくり基本条例」前文を掲げ、魚沼市の将来像である「人と四季がかがやく雪のくに」に向かって、「心豊かに学びあうまち」、「はたらく喜びにあふれたまち」、「ささえあい助けあう楽しいまち」を目指しています。この基本理念によるまちづくりを進める上で大切なことは、行政に携わる職員を始め、市民一人ひとりが人権について正しく理解することはもとより、差別をしないための意識改革を行い、日常の生活の中で人権尊重の意識を欠かさないことです。そのためには、まちづくりの根底に人権尊重の視点が貫かれている必要があります。

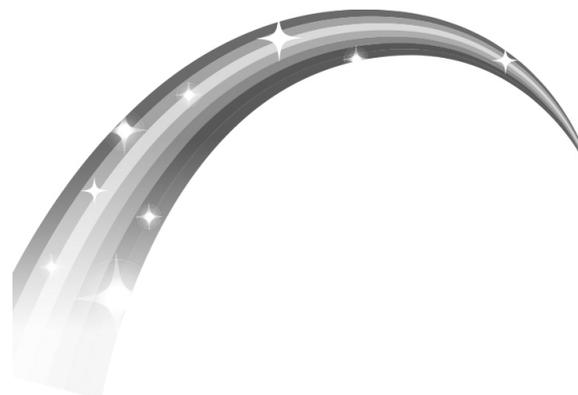
このような考えから、第二次魚沼市総合計画と本計画との整合を図りながら、指導者を育成し人権課題の解消を目指します。

## 5 計画の期間

第二次魚沼市総合計画は、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までが計画期間とされています。

このため、本計画は総合計画の終期に合わせ、2015（平成27）年度から2025（令和7）年度までの11か年の計画とします。

また、本計画に基づく施策の推進による市民意識の変化を確認するとともに、社会情勢の変化や新たな人権課題等に対応するため、計画期間の中間年に計画の評価と見直しを行いました。



## 第2章 人権教育・啓発の推進

日常生活のあらゆる場面において、市民一人ひとりの人権が尊重される差別や偏見のない魚沼市を目指して、学校、職場、地域など様々な場面での人権教育と人権啓発を進めていきます。

### 1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進

#### 現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎を作る大切な段階です。この時期は、周囲の大人の影響を受けやすく、乳幼児に接する大人の人権意識が問われます。多くの乳幼児と関わる保育園、幼稚園では、職員の人権意識のより一層の高揚を図り、就学前教育として、正しい人権意識を身に付けることが必要です。

学校教育では、新潟県同和教育研究協議会発行の副読本「生きる」シリーズなどを活用した人権教育・同和教育を実践するとともに、教職員の指導力の向上を図ってきました。現在、市内の小・中学校では温かい学級づくり支援事業に取り組み、本音で話し合える親和的学級・集団づくりを目指しています。また、いじめや不登校などの問題に対しては、別室支援員や教育相談員を配置し、児童・生徒、保護者に寄り添って問題を解決する取組を進めています。

前回意識調査では、「子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。」との問いに対して、「親・同居者からの虐待」と答えた人が最も多く35.6%でしたが、今回意識調査では57.6%と、前回に比べてかなり高い割合になりました。次いで多かった「子ども同士のいじめ」は、「いじめを見て見ぬふり」と合わせると前回62.3%だったものが今回65.6%となり、子どものいじめ問題が依然として大きな社会問題であることがうかがえます。

学校教育では、教育活動全体を通して、児童・生徒の発達段階に応じ、普遍的な人権尊重の精神を養う人権教育が必要です。一方で、個別の重大な人権侵害である「いじめ問題」の解決に向けて、互いの個性や多様性を認め合い、自身と他者の人権を尊重する気持ちを育むことが求められています。

また、児童虐待を始め様々な人権問題が依然として解決されないことから、これを解消するためには、学校だけでなく、家庭、地域、職場等が連携して人権教育を進めることが求められています。そのためには、子どもだけでなく、親をはじめとした大人への働きかけを行うことが重要です。

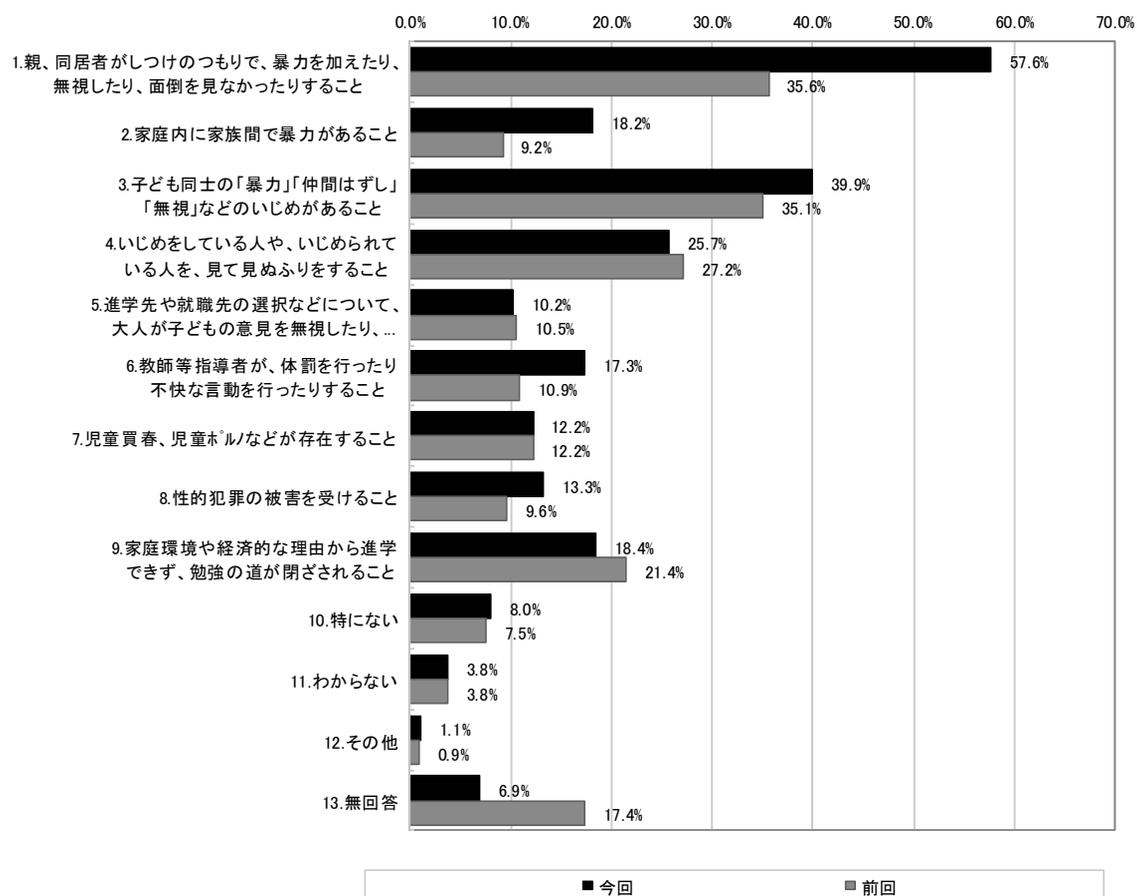
#### 施策の方向

- (1) 児童・生徒が様々な人権問題に対する正しい知識を深め、人権尊重の意識を高めるとともに、差別や偏見を許さない、互いの個性や多様性を認め合う学校、学級づくりを進めます。
- (2) 教職員・保育士等が人権尊重の理念について十分な認識を持ち子ども達に向き合っていけるように、教職員・保育士等の人権問題に対する教育的資質や指導力を向上させる

取組を進めます。

(3) 核家族化、地域住民とのつながりの低下などの社会環境の変化により、児童虐待が問題となっている現状を踏まえ、人権教育は学校だけではなく、家庭への支援や地域等との連携により進めていきます。

●子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



## 2 生涯学習における人権教育の推進

### 現状と課題

本市では、魚沼市生涯学習推進計画を策定し、人権意識を高めることは全ての学びの根底にあるべき目標と定め、市民人権講座の開催や、高等学校での人権教育講座に対する支援を行っています。生涯学習の推進により、誰でも、いつでも、学ぶことのできる機会の提供に努めています。

前回意識調査では、「人権や差別の問題に関心を持っていますか」との問いに対して、「かなり関心がある」と「少し関心がある」と答えた人の合計が51.8%という結果でしたが、今回意識調査では61.0%となりました。この数値が増加した要因の一つとして、5年間の人権教育・啓発の取組があると考えます。

「どの人権問題に関心がありますか」との問いに対しては、「いじめ・虐待など子どもに関わる人権問題」の回答が80%（前回64%）と最も高く、次いで「障がい者に関わる人権問題」が55.2%（前回39%）、「高齢者に関わる人権問題」が48.8%（前回37.5%）、「女

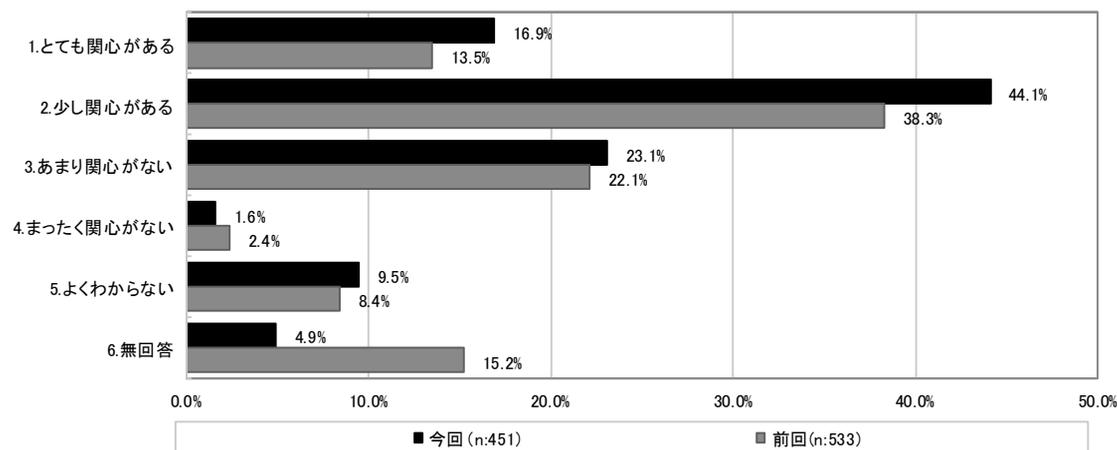
性に関わる人権問題」が48.1%（前回32.3%）で、割合はいずれも高くなっており、前回と同じ順番でした。その他の人権問題に対する関心の度合いは、「同和地区（被差別部落）に関わる人権問題」15.7%（前回12.8%）、「外国籍住民に関わる人権問題」14.6%（前回11.1%）などいずれも前回の割合を上回り、無回答の割合も3.3%（前回16.5%）と、前回より減少した結果となりました。

人権意識を高めることは、生涯学習推進計画の柱の一つです。今後も、多様な人権問題に対する市民の関心を高め、幅広い市民の学習により人権尊重の意識を地域に浸透させていく必要があります。

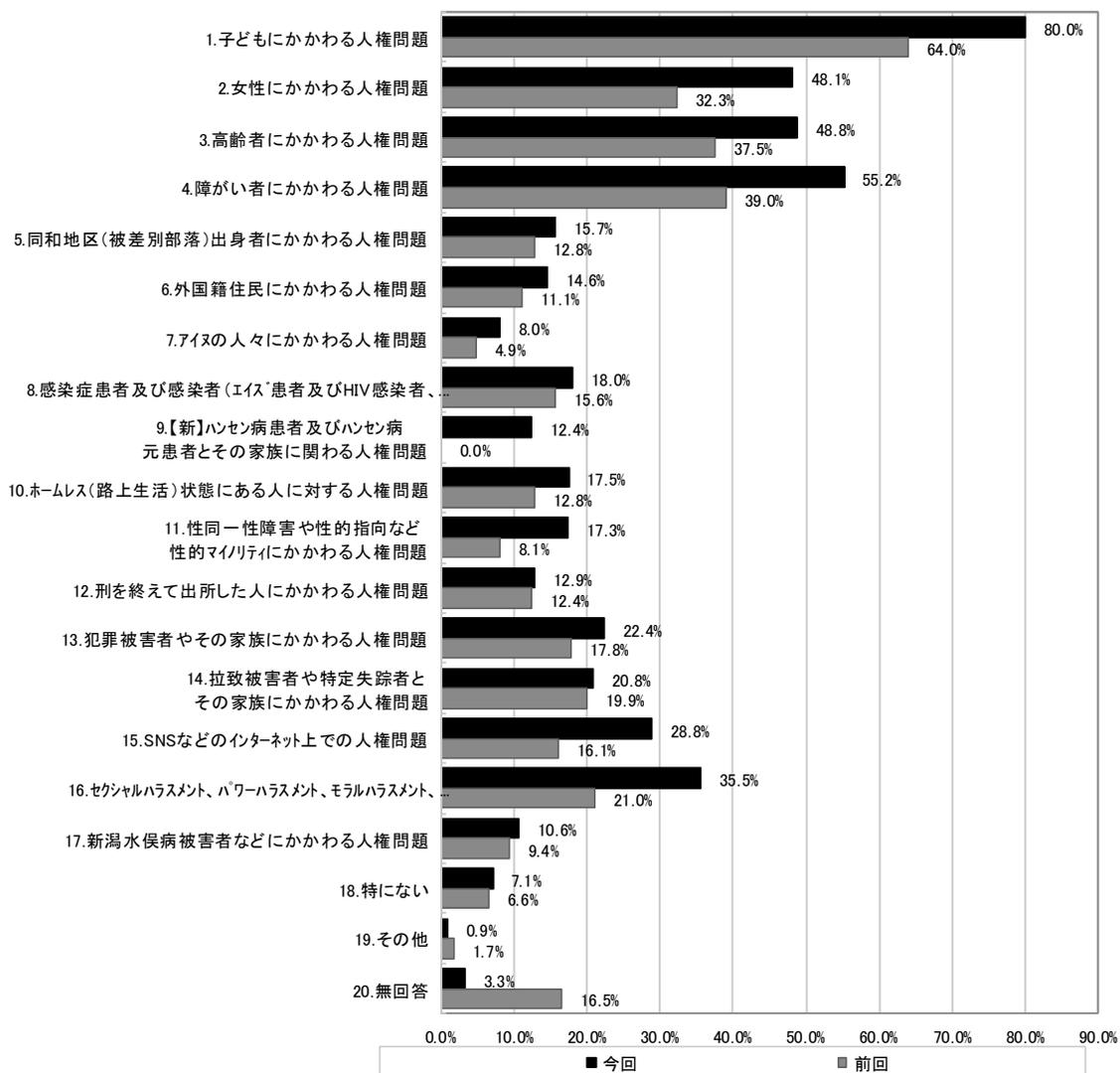
### 施策の方向

- (1) 人権に関する講座を充実させるとともに、家庭教育や公民館事業など地域の実情に応じた多様な学習機会を提供します。また、地域における人権教育の指導者の育成を目指します。
- (2) 学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ、人権教育、同和教育を一層充実させるため、分野別の人権研修を行い、市民参加を広げます。
- (3) 幅広い年代が参加できるような教育内容の検討と情報提供の創意工夫を進めます。

●人権や差別の問題に関心を持っていますか。（回答は一つ）



● どの人権問題に関心がありますか。(回答は関心があるもの全て)



### 3 企業・団体等における人権教育・啓発の推進

#### 現状と課題

企業は、安全で働きやすい職場環境の確保を始め、男女共同参画社会の実現、環境への配慮など様々な社会的役割を担っており、社会を構成する一員としての責任を果たしていくことが求められています。

日本国憲法では、全ての国民に職業選択の自由が基本的人権の一つとして保障され、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択できるようになっています。雇用する側も公正な採用選考や、採用後においても人権に配慮した適切な人事管理を行わなければなりません。

男女共同参画社会基本法の浸透により、女性の就労や雇用に関しては、男女とも平等・均等に行われるものであることの認識が高まってきてはいますが、2016(平成28)年に「障害者差別解消法」が制定されたにもかかわらず、今回意識調査でも就労や雇用において障がいのある人に不利な場合が多いという回答が上位になっています。採用条件や賃金など

の不当な扱いや、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント（※）等の問題も存在していることがうかがえます。

他にも、長時間・過密労働等が原因で職場を休業せざるを得ないなど、心身の不調者が増加し、大きな社会問題になっています。誰もが生き生きと働くことのできる職場づくりが求められています。

また、NPO法人や福祉団体などの民間団体においても、団体の活動目的は個々に異なりますが、人権に配慮した活動が求められます。

さらに、市職員に向けた人権教育の推進も欠かすことができません。全ての職員は、全体の奉仕者として、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行するとともに、差別や偏見から市民を守り、その解消に努めることが求められています。そのため、継続的な職員研修の開催や関係機関等が実施する講演会・研修会などへ職員を参加させ、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚に努めてきたところです。職員の誤った認識による不適切な対応が発生しないよう、全職員に正しい人権意識を根付かせる必要があります。

### **施策の方向**

- (1) 雇用や就労におけるあらゆる人権問題の解消と人権が尊重された職場づくりの推進のため、関係機関等と連携して企業に対する啓発を推進します。
- (2) NPO法人や福祉団体などの活動は、市民との協働や市民生活との関わりが深いことから、常に人権尊重の視点で活動することができるように、各々の団体に対する啓発を推進します。
- (3) 高い人権意識を身に付け、常に人権尊重の視点で職務を遂行する職員を育成するため、市職員の人権教育に計画的に取り組みます。

## **4 地域における人権啓発の推進**

### **現状と課題**

現在、本市には、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が12名おり、人権なんでも相談所等での相談業務や人権救済活動のほか、学校・保育園等の訪問、中学生一日人権擁護委員の委嘱など、様々な人権意識の種をまく活動を行っています。本市では、これらの活動を広報紙掲載などで支援するとともに、きめ細かい地域での活動が求められていることから、人権擁護委員が旧町村単位に配置されるように国に働きかけています。

また、市内各地域では、高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに対して必要な支援や相談を行う民生委員・児童委員、罪を犯した人などの更生を地域で支える保護司、住民の自治組織である自治会・コミュニティ協議会、その他にも老人クラブ等の団体が活動しています。これらの組織、団体の活動は市民と密接な関わりがあり、日々の活動の中に人権尊重の意識が根付いていくことが求められています。

今回意識調査では「お互いの人権を認め、尊重し合う社会を実現するためには、どのような取組が必要だと思いますか」との問いに対して、「人権擁護に対する教育・啓発活動を

---

※ セクシュアル・ハラスメントは、時、場所などをわきまえずに相手を不快にさせる性的な言動をいう。  
パワー・ハラスメントは、職場の上下関係・権利関係を不当に利用した嫌がらせやいじめなどをいう。

推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらおう」が 36.6%（前回 32.8%）、「学校・職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」も同じく 36.6%（前回 25.5%）という結果になりました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 6 条には、国民の責務として「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と明記されています。全ての市民が暮らしの中にある身近な人権問題を始め、社会全体の様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の感性を養い、家庭や地域で差別や偏見のない日常行動ができるよう、啓発活動を一層進めていく必要があります。

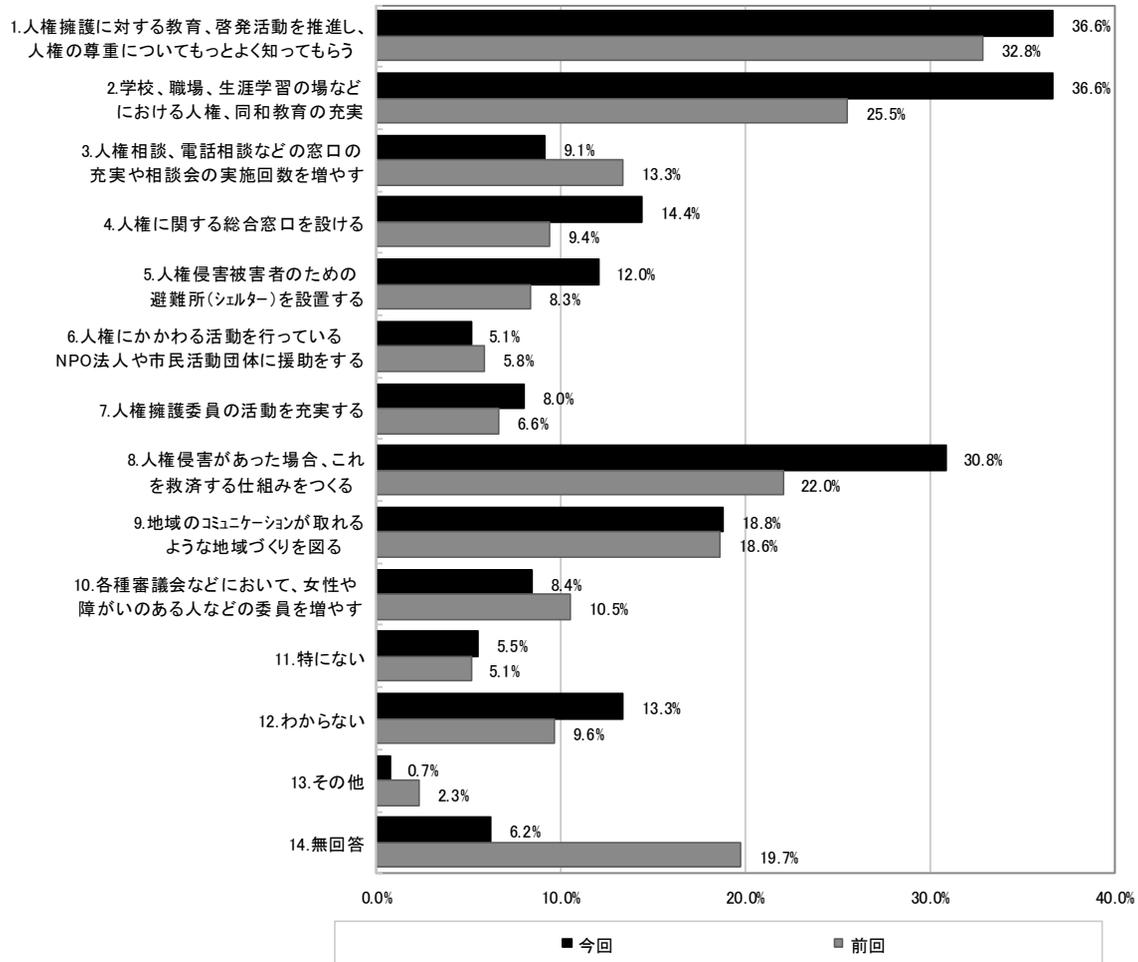
### **施策の方向**

- (1) 人権擁護委員等と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の気運を高める取組を進めます。
- (2) 地域で活動する自治会等様々な組織、団体の人権意識を更に高めるための啓発を行うとともに、これらの組織等と連携して、一人ひとりの人権を尊重する、差別や偏見のない地域づくりを推進します。
- (3) 互いの人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、国・県などの関係機関、関係団体等と連携して啓発を進めるとともに、諸課題の解決を目指します。



●お互いの人権を認め、尊重し合う社会を実現するためには、どのような取組が必要だと思いますか。

(回答は三つ以内)



## 第3章 分野別人権施策の推進

### 1 女性

#### 現状と課題

男女平等を目指す世界的な流れの中で、我が国では女性の地位の向上と男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進められてきました。本市でも、魚沼市男女共同参画推進計画を策定し、男女ともに支え合うまちづくりを進めています。

しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」、「育児や介護は女の仕事」というような性別で役割を固定的にとらえる考えが根強く存在し、女性の社会進出の遅れや職場での男女間の待遇の格差等が生じています。

さらに、配偶者やパートナーから暴力を受けるドメスティック・バイオレンス（DV）や、好意またはその好意がかなわなかったことに対する身勝手な感情から、特定の相手につきまといなどを繰り返し行うストーカー行為のほか、SNSをはじめとしたインターネット上における悪質な投稿や嫌がらせなど、女性の人権が著しく侵害される問題が増加しています。

前回意識調査では、「女性の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して「妊娠・出産による不利益・理解不足」と答えた人が23.6%で最も多く、「結婚・妊娠等についてまわりから言われる」の9.9%を合わせると33.5%でしたが、今回意識調査では、「妊娠・出産による不利益・理解不足」が35.9%、「結婚・妊娠等についてまわりから言われる」が16.0%と、いずれも前回は上回っており、女性が結婚し、妊娠・出産することに対する周囲の理解が、依然として低い状況がみられます。

「男女の固定的な役割分担」と答えた人は今回33.0%（前回22.9%）で、回答の中で前回今回とも2番目に多くなっています。「女性の人権を守るためにはどのようなことが必要か」との問いに対しては、「男女ともに働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境の充実」が今回55.7%（前回48.8%）といずれも最も多い結果となりました。妊娠や出産に対して嫌がらせを行うマタニティ・ハラスメントの解消や、男女ともに安心して働き続けられる環境整備等が求められています。

これからは、家庭・学校・職場・地域等で固定観念として存在する性別による役割分担や不平等をなくし、協力していくことが必要です。

性別に関わりなく誰もが尊重され平等に扱われるべきだとする人権尊重の考えと、男女共同参画社会の推進の方向は同じです。全ての男女が互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、あらゆる分野で性別に関わらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

#### 施策の方向

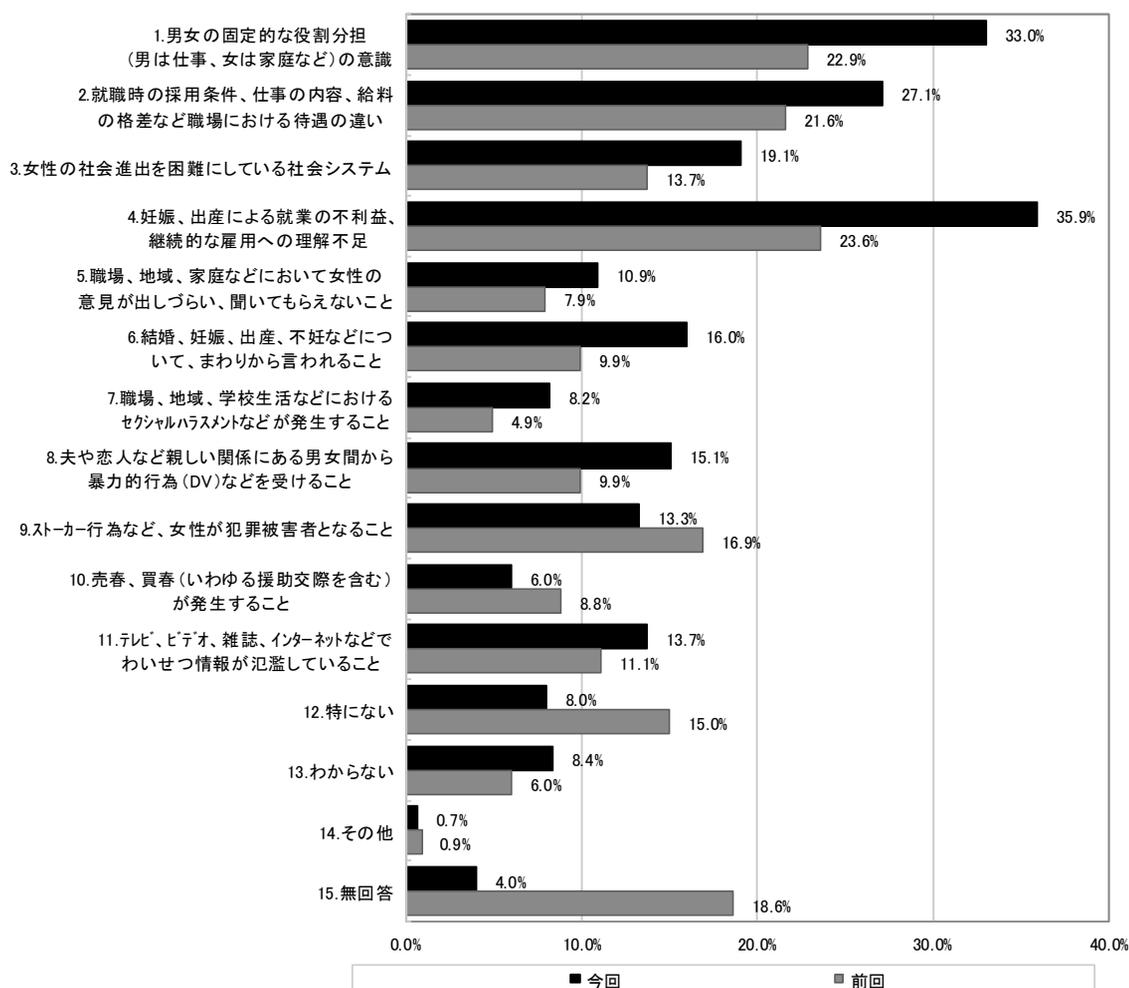
- (1) 誰もが性別に関わりなく等しく尊重され、あらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、魚沼市男女共同参画推進計画に基づいた取組を進めます。
- (2) 女性に対する偏見や差別意識を解消し、社会的慣習や日常生活の意識の中に根強く残

る性別役割分担意識を取り除くため、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場における男女平等の意識啓発に取り組みます。

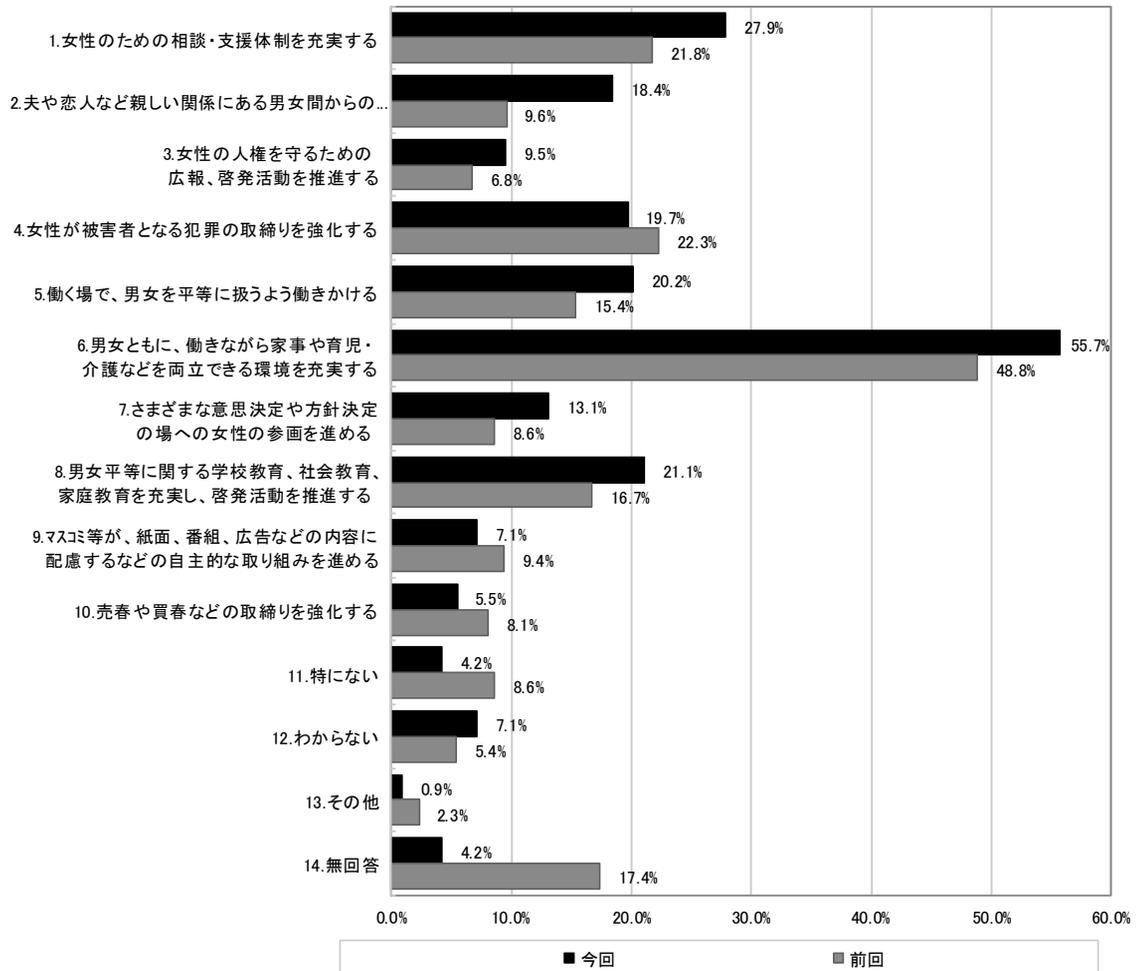
(3) 妊娠・出産に対する地域、職場等での理解不足や不利益等を解消するため、新たな生命を生み出すことを社会全体で尊重する意識啓発に取り組みます。

(4) 女性に対する重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為などの根絶に向けた意識啓発や、被害を受けた場合の相談・支援体制の強化を図ります。

●女性の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●女性の人権を守るためにはどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## 2 子ども

### 現状と課題

子どもが引き起こす衝撃的な事件や、不登校、いじめ、体罰などが依然として大きな社会問題となっています。一方、痛ましい児童虐待は後を絶たず、子どもの貧困の連鎖も指摘されています。さらに、近年はインターネット上での差別的な書き込みや児童ポルノなども氾濫しています。また、国連「児童（子ども）の権利委員会」からは、日本の子どもが競争の激しい教育制度のストレスにさらされ、余暇や休息の時間もないために、発達にゆがみが生じていることについて懸念が表明されています。

子どもは、社会を映し出す鏡ともいえる存在です。子どもをめぐる厳しい状況は、子どもの家庭環境や、家庭を取り巻く社会全体の切迫した諸問題と密接な関係があります。この深刻な状況を一刻も早く解消し、子どもが、子どもらしく、安心して生きていける社会環境を取り戻すことが求められています。

前回意識調査、今回意識調査ともに、人権に関わる様々な問題の中で群を抜いて関心が高かったのが「子どもに関わる人権問題（いじめ・虐待など）」でした（前回 64.0%、今回 80.0%）。

いじめや虐待は許しがたい人権侵害です。多くの市民がこの問題に関心を寄せています。「子どもの人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「他人への思いやりの心を育む」（前回 35.6%、今回 36.4%）と、「相談・支援体制の充実」（前回 22.0%、今回 37.5%）が多い結果となりました。自分のことを大切に思うことと同じように、他者も思いやることの大切さが求められています。

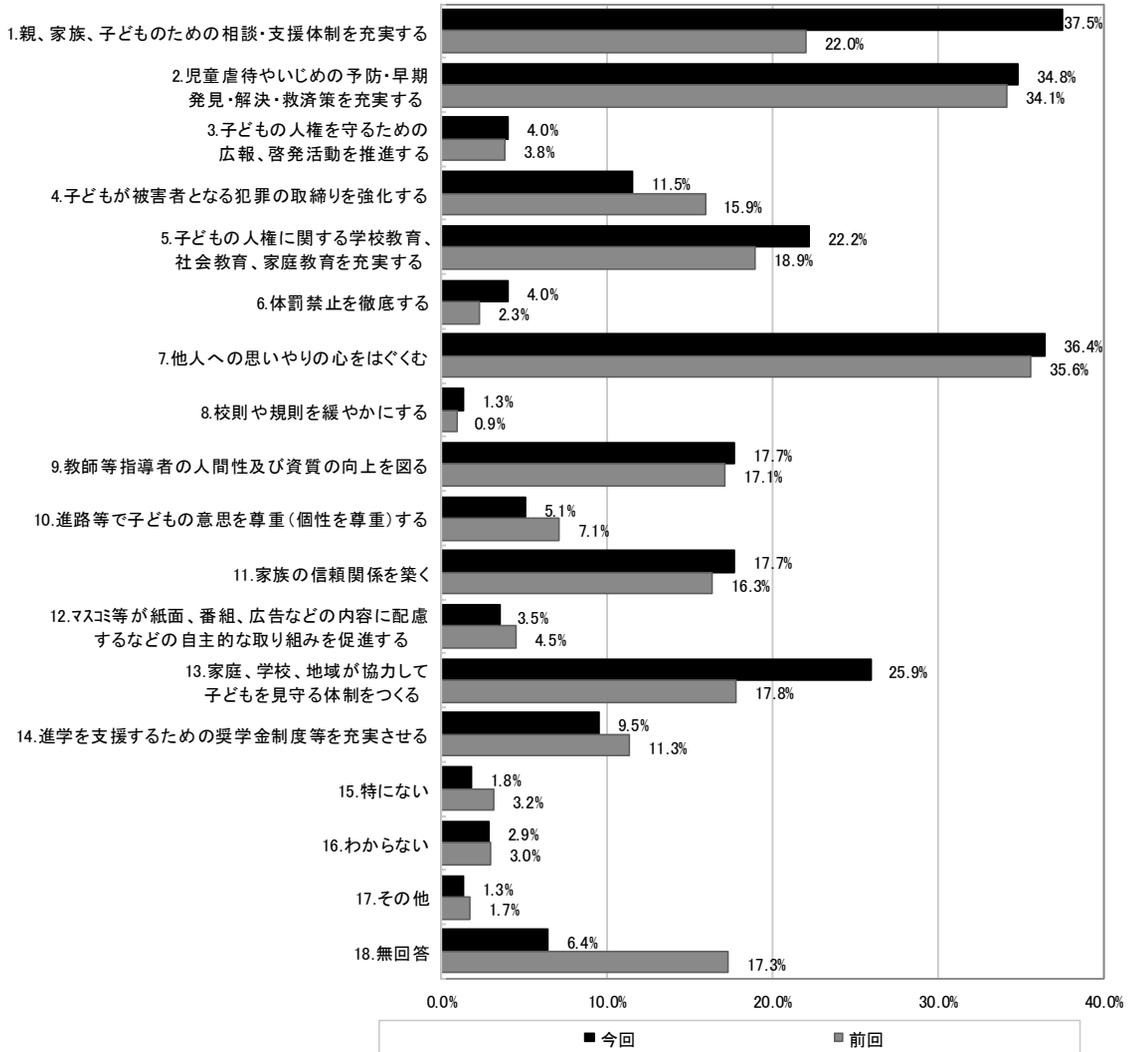
本市では、2020（令和2）年3月に第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「未来に向かって 子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼」を基本理念に、地域全体で子育て家庭を支え合えるようなまちを目指して、施策を推進することとしています。また、児童虐待に関しては、行政、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を中心として、虐待相談や家庭への支援を行うなど、問題解決に向けて取り組んでいます。

子どもの人権を守り、権利の主体者として尊重するには、子ども自身と大人が子どもの人権について深く学ぶことが必要です。同時に、急激な少子化など子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域全体で子どもと子育て家庭を支えることが求められています。

### **施策の方向**

- (1) 子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに育つためには、全ての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。魚沼市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育て家庭を支え合うまちを目指します。
- (2) 子どもを保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、子ども一人ひとりの個性を認め、子どもが権利の主体者として最大限に尊重される社会の実現を目指して、全ての市民を対象とした子どもの人権に関する啓発活動を進めます。
- (3) 子どもが自身の権利を深く自覚することが、他者の権利を尊重できる思いやりの心づくりにつながります。いじめ根絶に向けて、学校での取組を更に推進するとともに、学校、家庭、地域、人権擁護委員等が連携し、子どもの発達段階に応じた継続的な取組を進めます。
- (4) いじめ、虐待、インターネット上のトラブルなど、多種多様な子どもをめぐる人権侵害に対応するために、関係機関・関係団体等との連携を強化し、広域的な相談・支援体制の充実を図ります。

●子どもの人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



### 3 高齢者

#### 現状と課題

総務省の資料によると、2019（令和元）年10月1日現在の日本の総人口に65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）は28.4%で、過去最高となっています。これは、我が国が世界で類を見ない本格的な高齢社会の時代を迎えていることを示しています。

本市の2014（平成26）年3月末現在の65歳以上の人口と、2020（令和2）年3月末現在の65歳以上の人口を比較すると、12,134人から12,969人へと835人増加し、高齢化率は30.9%から36.6%となり、6年で5.7ポイント増加しました。

2014（平成26）年3月末の高齢者のみの世帯数は3,199世帯（同23.8%）、そのうち単身（独居）高齢者世帯数は1,803世帯（同13.4%）でしたが、2020（令和2）年3月末には、高齢者のみの世帯数が4,021世帯（同30.3%）、うち単身（独居）高齢者世帯数が2,233世帯（同16.8%）となりました。

こうした高齢社会を背景に、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法の横行、高齢者虐待などの人権侵害が大きな社会問題となっています。

このような中、本市では、健康で安心して暮らせる保健と医療と福祉の充実したまちづくりを基本理念として、魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護予防、高齢者福祉サービス、高齢者の社会参加などの施策を展開しています。

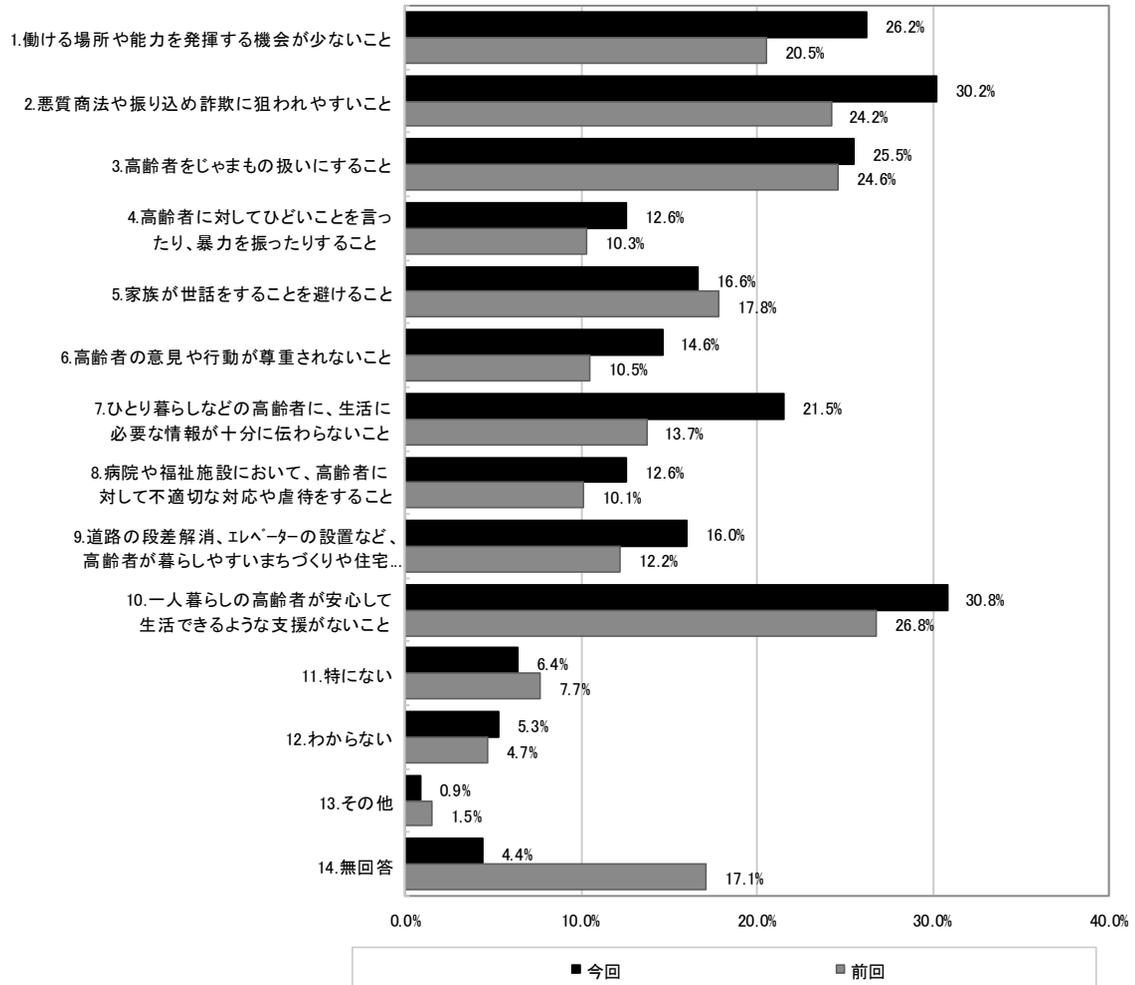
今回意識調査では、「高齢者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「一人暮らしの高齢者が安心して生活できる支援がない」と答えた人が30.8%（前回26.8%）と最も多く、次いで「悪質商法や振り込め詐欺に狙われることが多い」30.2%（前回24.2%）となっています。「高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては「自立して生活しやすい環境整備、生活支援策の充実」と答えた人が44.6%（前回37%）と最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」28.4%（前回26.6%）となっています。高齢者が一人暮らしでも安心して生活できる支援策や相談体制の充実が求められています。また、同居世帯においても高齢者を疎外したり財産を奪取したりするなどの高齢者の人権侵害に対して懸念が抱かれています。

加齢による身体機能の低下や認知症等による判断能力の衰えなどにかかわらず、高齢者が社会の一員として対等に尊重される高齢社会の実現が求められています。

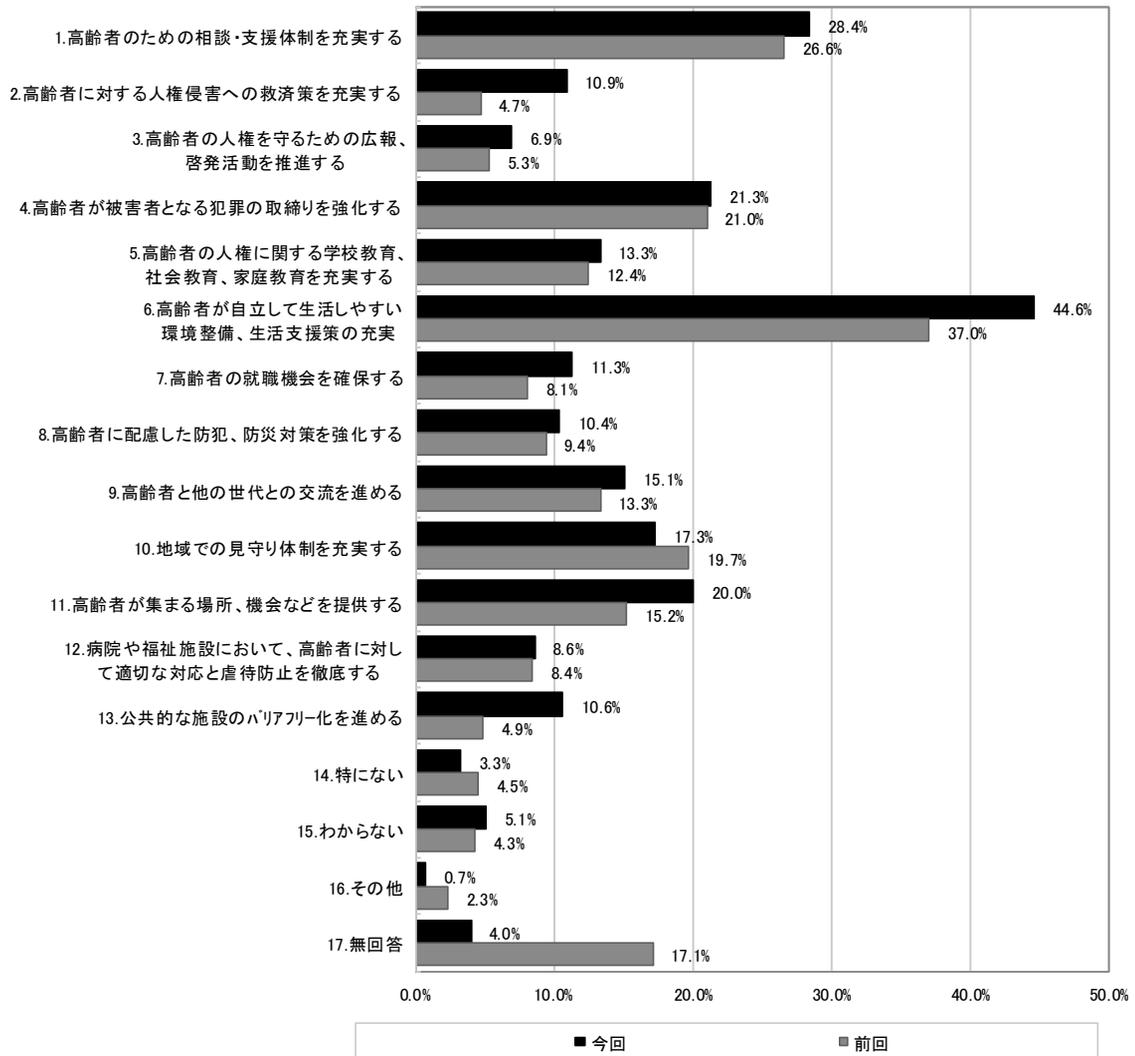
### **施策の方向**

- (1) 高齢者が住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らし続けることができるように、魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防や高齢者福祉サービスなどの施策を推進します。
- (2) 高齢者の人権に対する市民の関心と理解を深める啓発を進めるとともに、関係機関等と連携し、虐待や悪質商法などの防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。
- (3) 判断能力が不十分で自己決定や財産管理などの日常生活に支障がある高齢者が安心して暮らせるように、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりと、権利擁護や成年後見制度の周知と充実を図ります。
- (4) 豊富な知識・経験を持っている高齢者が社会の一員として様々な活動に参加し、健康や生きがいがづくり、更には地域社会の活性化に貢献できるように、高齢者の社会参加を促進します。

●高齢者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## 4 障がいのある人

### 現状と課題

本市の障害者手帳所持者数（※1）は、2020（令和2）年3月末現在2,170人で、総人口の6.1%を占めています。

本市では、魚沼市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も、家庭、学校、職場、地域などで同じように日常生活を送り、活動することが社会の本来あるべき姿だという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、各種施策を推進しています。また、障がい者の地域生活を支援するために、必要なサービスの種類と提供量を確保すること及びそのための体制整備に努めています。

今日の国際社会では、ノーマライゼーションは福祉政策における基本理念となっています。2011（平成23年）の「障害者基本法」の改正において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目的とすることを明記し、2013（平成25年）「障害者総合支援法」の施行で、共生社会の実現を目指しました。しかし、障がい者の社会参加を困難にしている様々な障壁（※2）があり、とりわけ、障がい者に対する偏見や無関心・無理解といった意識上の障壁が問題になっており、本市でも理解不足が原因の様々な事例が発生しています。障がい者の自立と社会参加を一層推進し、対等な社会の構成員として障がい者の人権を尊重できる地域づくりが必要です。

今回意識調査では、「障がい者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「理解が不十分」と答えた人が53.4%（前回42.8%）と最も多く、次いで「働ける場所や機会が少ない」が41.5%（前回36.8%）でした。障がい者に対する偏見や差別意識、働く場が少ないことが懸念されています。「障がい者の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「環境整備・福祉施設の充実」が42.1%（前回34.9%）で最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」33.3%（前回28.0%）でした。前回2番目に多かった「就業機会の確保」は、28.4%（前回30.0%）で3番目となりました。障がい者の自立のための環境整備や支援体制、更に就業機会の拡充が求められています。

障がいは、個人の問題だと思われがちですが、現在は、障がいは個人と社会との関わりの中にあるという考え方が大きな潮流となっています。人の心の中にある無関心・無理解、偏見を始めとした様々な障壁を取り除き、障がいのある人とない人がともに尊重し合い、支え合う社会を目指す必要があります。こうした社会は、あらゆる人にとって暮らしやすい社会でもあります。

### 施策の方向

- (1) 障がい者が住み慣れた地域で、自立し、生き生きと暮らし続けることができるように魚沼市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提

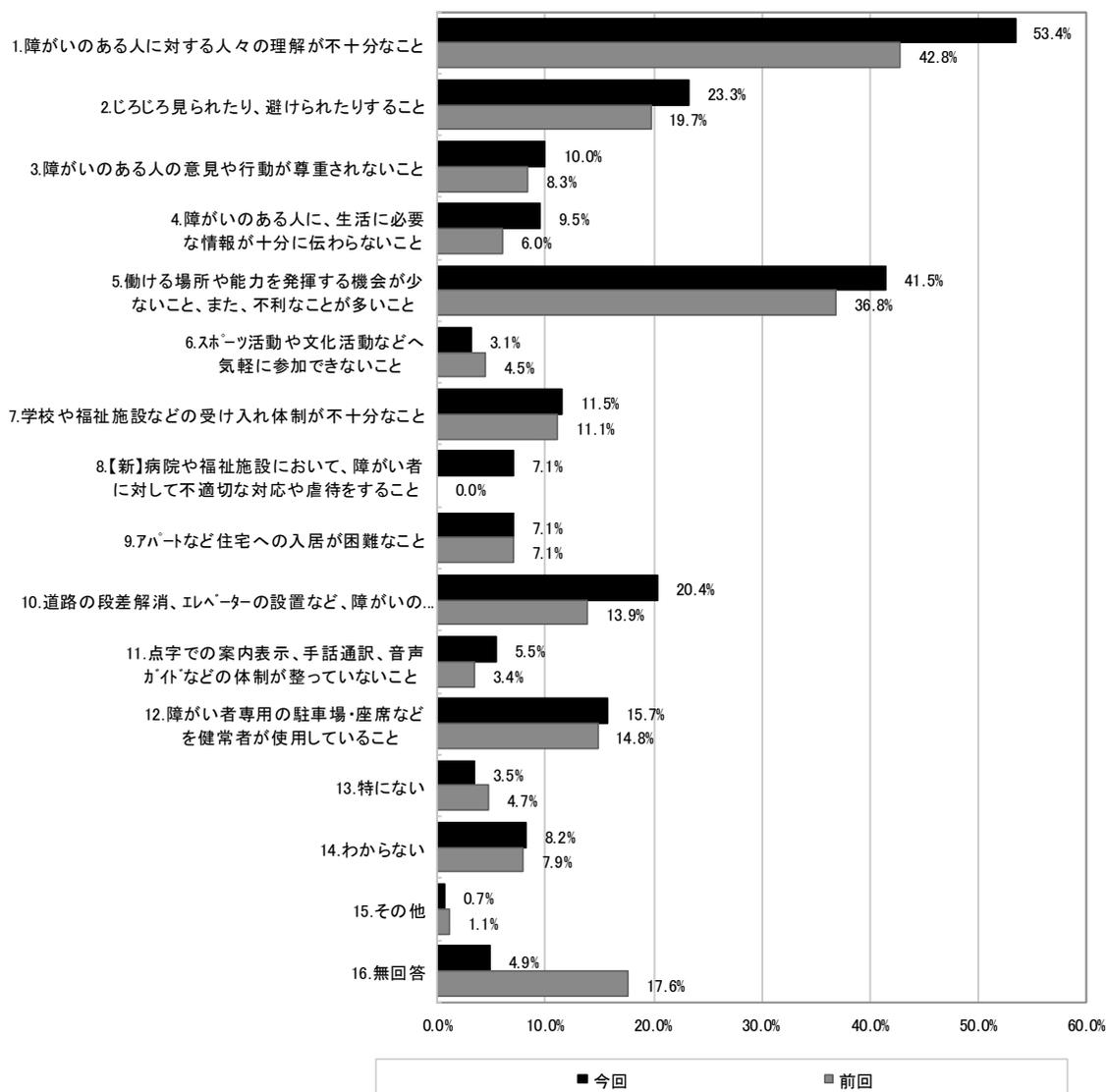
※1 内訳は、身体障害者（身体障害者手帳所持者）1,415人、知的障害者（療育手帳所持者）368人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）387人（重複所持者あり）

※2 建物内や歩道の段差といった物理的障壁、障がいを理由に資格や免許等が取得できない制度的障壁、点訳や手話などの普及不足による文化・情報面の障壁など。なお、これらの障壁（バリア）を取り除いた状態をバリアフリーと言います。

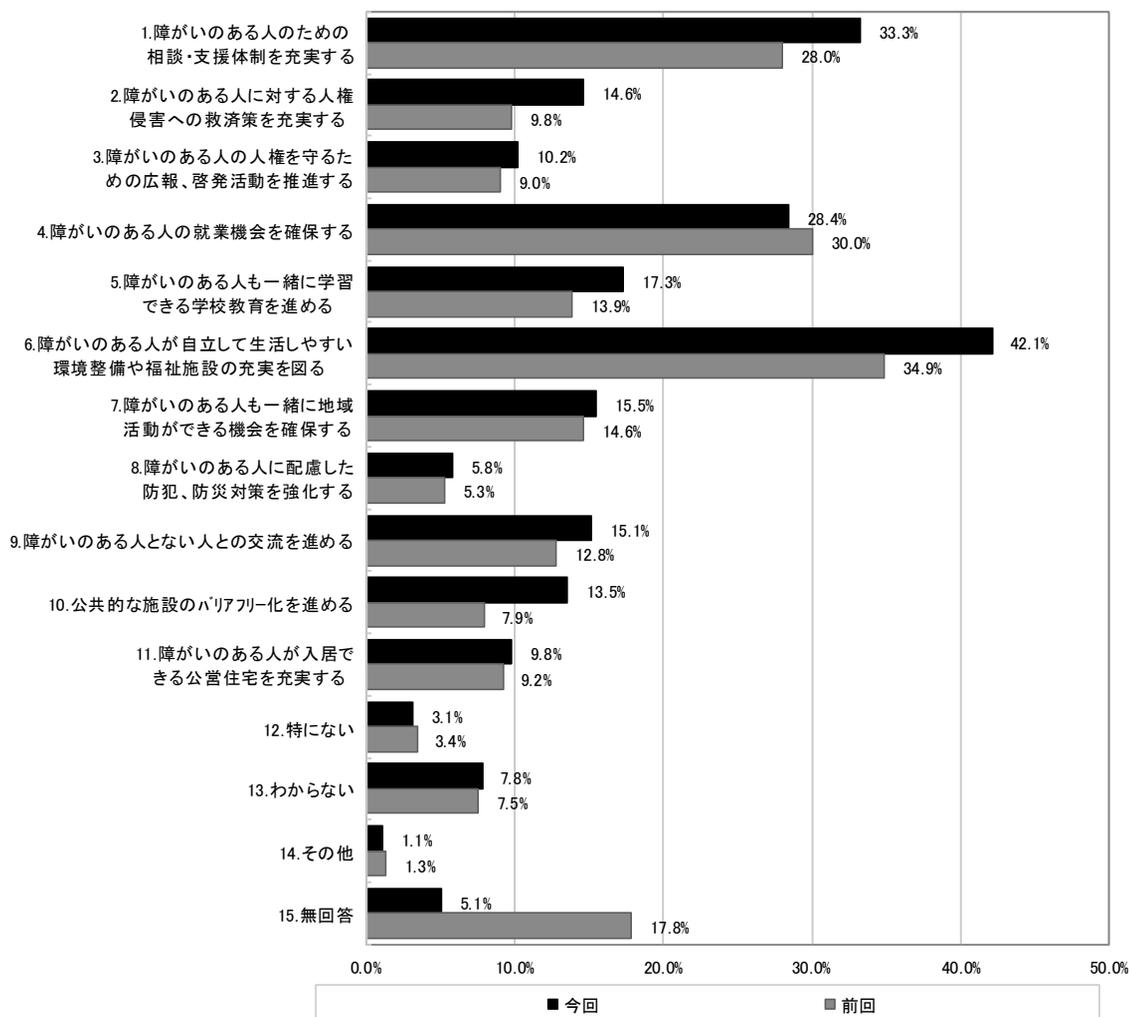
供や、環境・施設整備などの施策を推進します。

- (2) 2016（平成28）年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。こうした動きを踏まえ、障がい者を理由とする差別の解消を図るため、家庭、学校、職場、地域などで、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解を深める啓発を進めます。
- (3) 障がい者が安心して生活できるように、関係機関等と連携し、権利擁護や成年後見制度の周知と充実を図ります。また、暴行・虐待などの人権侵害の被害者になりやすいことから、防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。
- (4) 障がい者の就労や社会参加を促進するため、就労のための訓練や雇用に関する企業等の理解を深めるなどの環境整備を障がい者自身も参画し進めます。学校教育では特別支援教育の充実を図り、全ての児童・生徒の就学を支援する取組を進めます。

●障がい者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。（回答は三つ以内）



●障がい者の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## 5 同和問題

### 現状と課題

同和問題とは、江戸時代の封建社会において固定化された身分に由来するもので、明治維新においてその身分が廃止されたにもかかわらず、明治に入ってから、一定の地域に居住すること等を理由に、部落差別として基本的人権が侵害され、現代にまで継承されている我が国固有の社会問題のことです。

この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお偏見や差別意識は根強く残り、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。近年では2011（平成23）年に、司法書士らによる1万件に及ぶ戸籍謄本等不正取得事件が発覚した、いわゆる「プライム事件」が発生し、不正に取得された戸籍謄本等が身元調査に使われた可能性があることで大きな社会問題となりました。

2016（平成28）年に、同和地区が特定される「全国部落調査復刻版」の出版が計画され、インターネット上にデータが公開されたため、出版・ネット掲載禁止について裁判となっ

ています。地名だけでなく地図や地区の動画がインターネット上に掲載される悪質な差別が後を絶ちません。

今回意識調査では、「同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っている」と答えた人が51.2%（前回46.5%）、「知らない」と答えた人が45.7%（前回35.1%）でした。新潟県が2018（平成30）年度に実施した人権に関する県民意識調査結果では、「知っている」が54.8%で、比較すると本市の認知度は3.6ポイント低い結果となりましたが、徐々に認知度が上がってきています。関心がある人権問題では、「同和地区（被差別部落）に関わる人権問題」と答えた人が15.7%（前回12.8%）と数値は低いものの、関心度も上がってきています。認知度、関心度とも更に上がるよう、今後もより一層の同和教育・啓発が必要です。

また、「同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知ったきっかけは何か」の問いに対して、「学校の授業」と答えた人が21.2%（前回23.8%）と最も多く、年代別では10代は100%、20代は80%が学校の授業で教わったと答え、学校での同和教育の浸透を示す結果となりました。「同和地区（被差別部落）の成り立ちについてどのように受け止めているか」の問いに対する回答のうち、「人種・民族がちがう」と答えた人の割合が、前回4%あったものが1.7%に下がり、少しずつ正しい認識がなされてきていると思われまます。今後も、同和教育により正しい認識がなされるよう努めます。

同和問題は、そっとしておけば自然に解決するのだから知らない人にわざわざ知らせる必要はないという、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。今回意識調査では、この考え方について、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と答えた人は37.5%（前回37.1%）でした。問題解決のためには、まず何が問題なのかを知らなければなりません。依然として、同和問題を解決するという意識が低いことがうかがえます。

「同和問題を解決するためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「一人一人が同和問題について正しい理解を深めるように努力する」と答えた人が35.0%（前回29.6%）と最も多く、次いで「学校や地域における人権・同和教育を推進する」が29.5%（前回14.6%）となっています。あらゆる場面で同和問題への関心を高め、正しい学習の機会を作り、市民の理解を深める必要があります。

同和問題は、決して過去の問題ではありません。同和問題に対する無関心や誤った知識・偏見は、差別意識を助長する原因にもなります。2016（平成28）年4月1日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）を踏まえ、差別のない社会の実現に向けて、全ての市民が同和問題に対する正しい認識と理解を深めることが何よりも重要です。

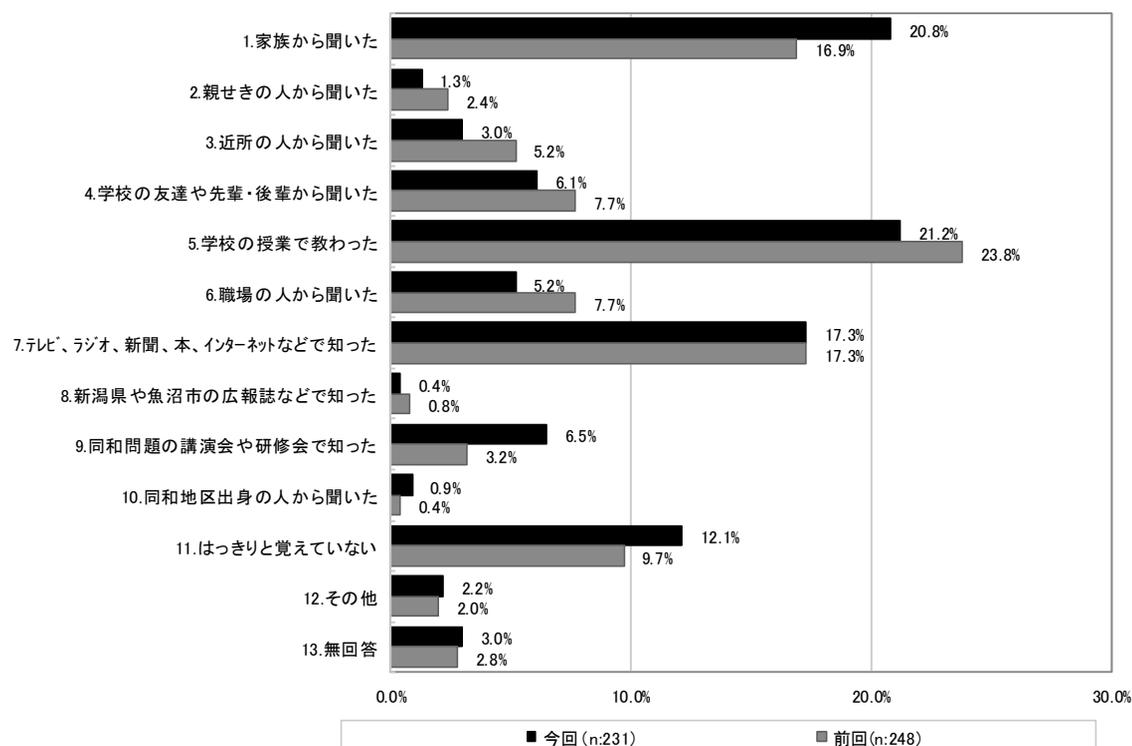
## **施策の方向**

- (1) 無関心や誤った認識が同和問題の早急な解決の妨げになることから、関係機関・関係団体等と連携・協力して、全ての市民が同和問題を正しく理解するための取組を推進します。
- (2) 子どもたちが同和問題を正しく理解し、差別を許さない人権感覚を十分に身に付けられるように、学校教育における人権教育・同和教育の取組を更に進めます。
- (3) 教職員や市職員を対象とした研修に継続して取り組み、教職員の指導力の向上と、あ

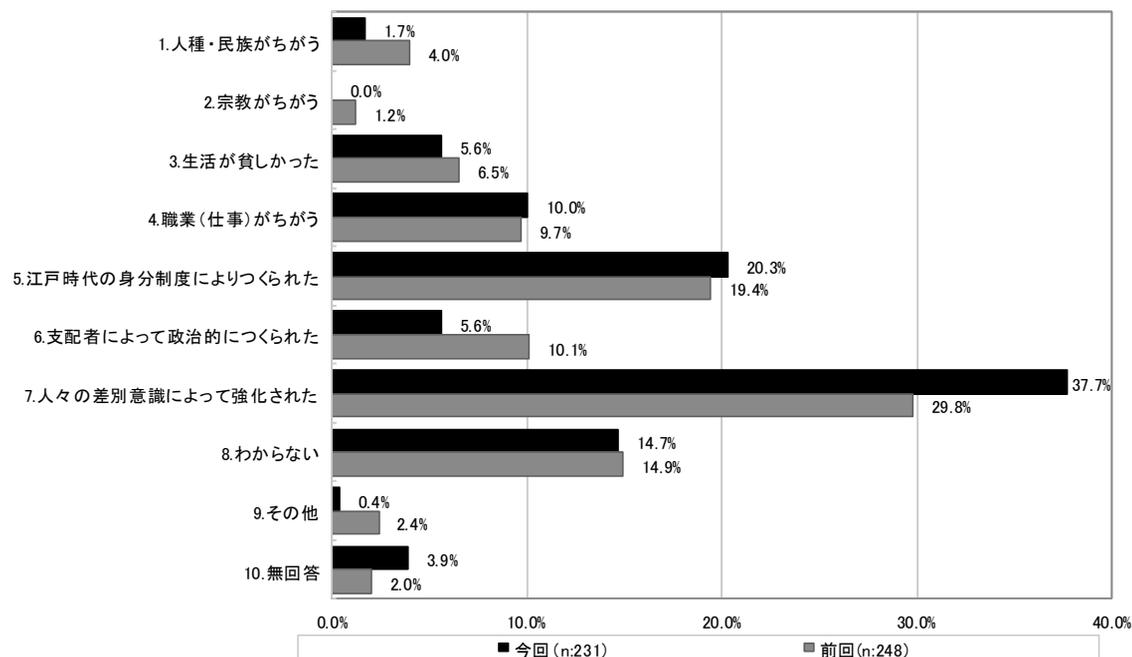
らゆる差別から市民を守ることができる市職員の資質の向上を図るとともに、差別のない施策を推進します。

(4) 関係機関、関係団体等と連携して、人権侵害を受けた人が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

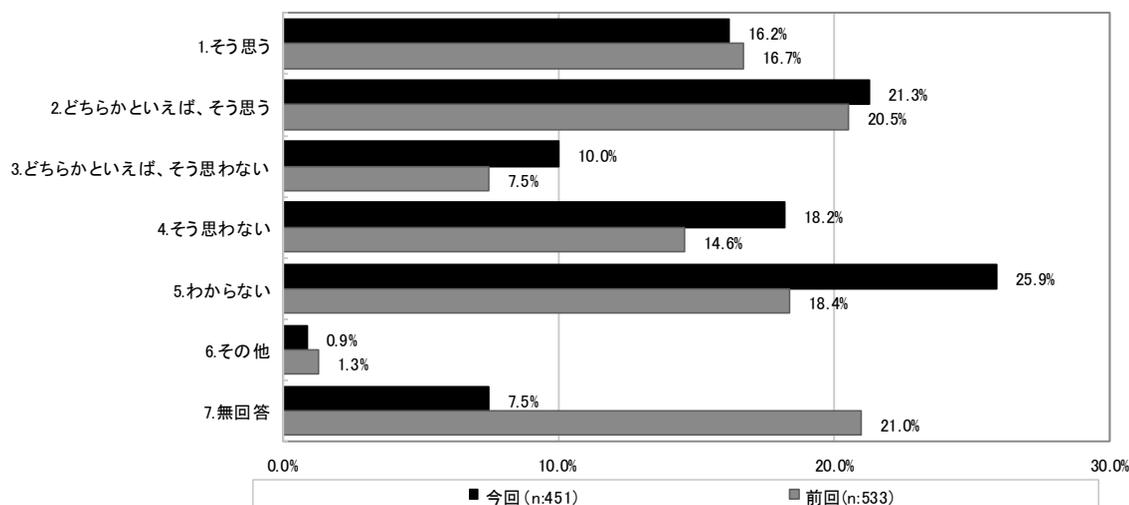
●同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知ったきっかけ（回答は一つ）



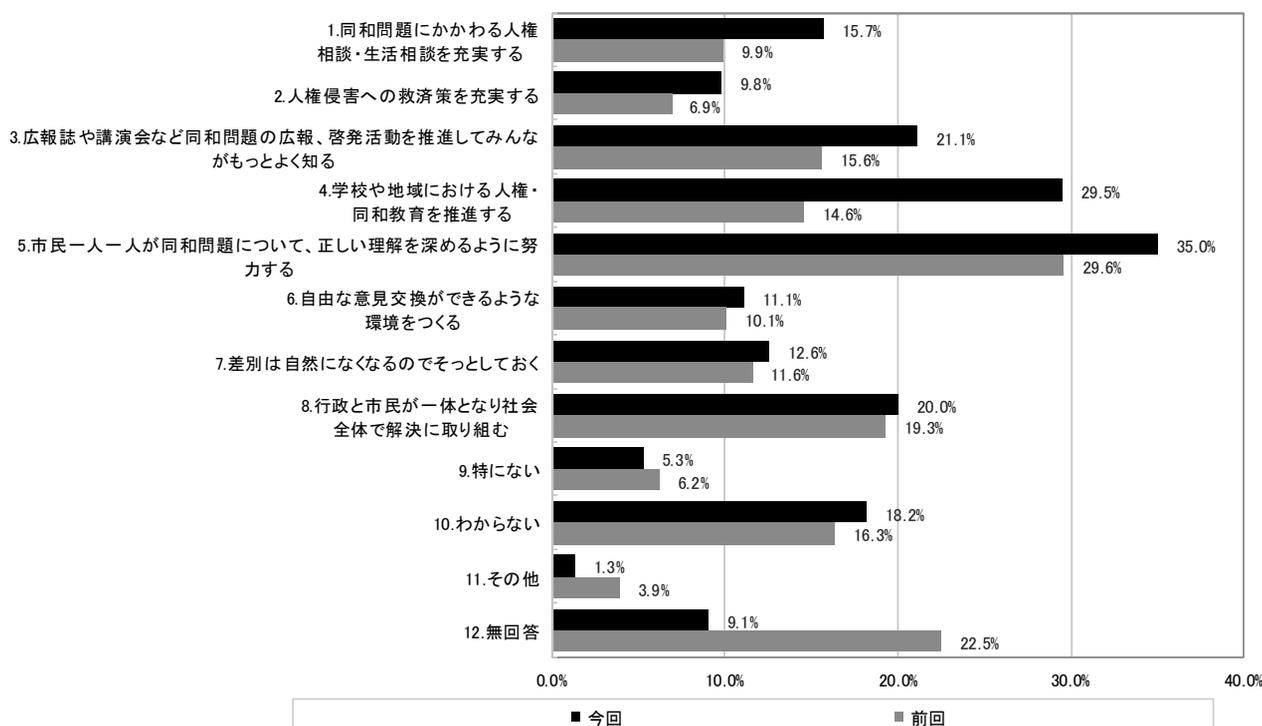
●同和地区（被差別部落）の成り立ちについての受け止め方（回答は一つ）



●同和問題はそっとしておけば自然に解決するという考え方をどう思うか。(回答は一つ)



●同和問題を解決するためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## 6 外国籍住民

### 現状と課題

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国籍住民は、2018（平成30）年末現在で266万人を超え、総人口の約2.1%を占めるようになりました。国際化が進む一方で、外国籍住民に対する就労差別や賃貸住宅への入居拒否、入店拒否など様々な問題が発生しています。また、我が国には、歴史的経緯により多くの在日韓国・朝鮮の人々が住んでいますが、これらの人々に対する差別落書きなどの事象が依然として繰り返されています。

さらに近年では、特定の民族・集団などに対する敵意や憎悪を扇動する「ヘイトスピーチ」の問題も生じています。

本市における外国籍住民の登録数は、2020（令和2）年3月末現在で229人となっており、国籍は、中国、フィリピン、インドネシア、ベトナムなど16か国にわたります。人口に占める割合は0.65%で、2014（平成26）年3月末の179人、0.46%に比べると、人数、割合ともに多くなりました。

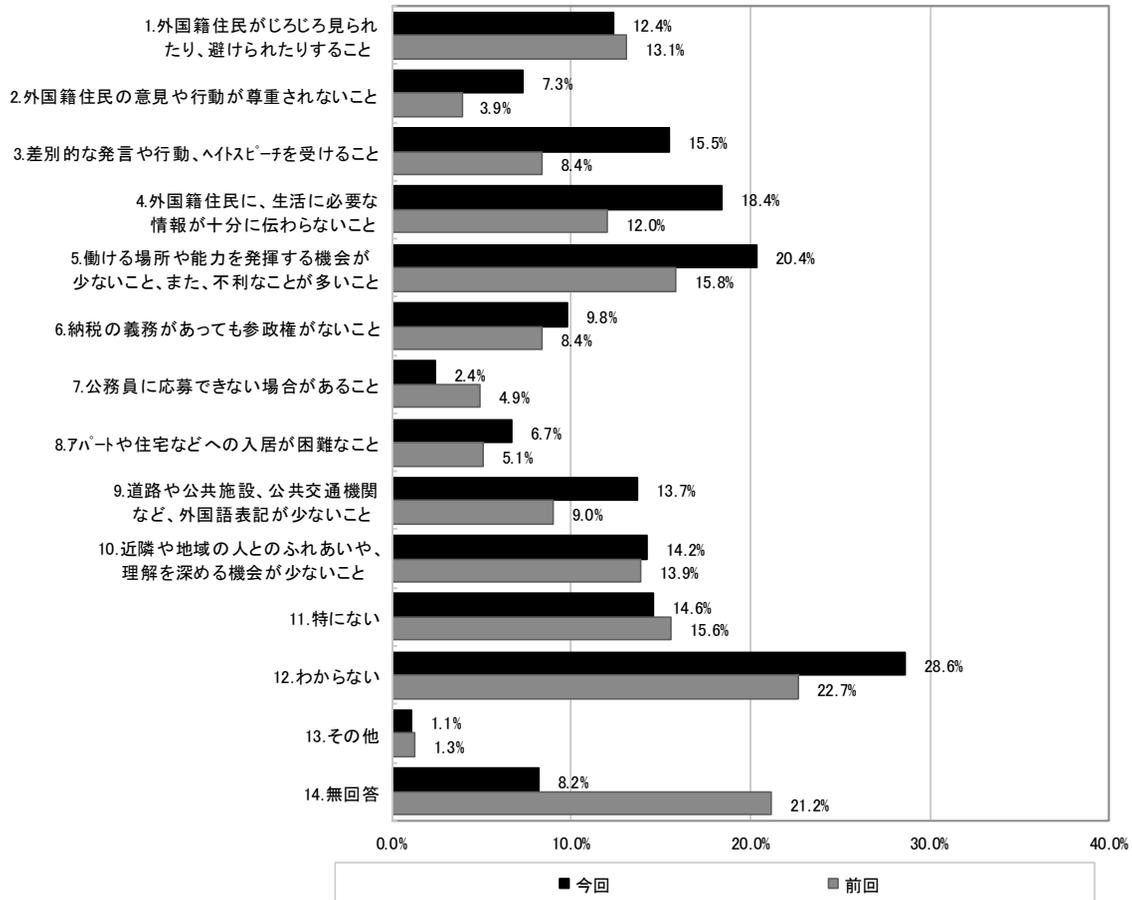
今回意識調査では、「外国籍住民の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「わからない」と答えた人が28.6%（前回22.7%）と最も多い結果でした。前回よりも高い数値であり、外国籍住民との交流が少なく、関心が低いことが改善されていない結果となりました。「外国籍住民の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「相談・支援体制を充実する」が27.3%（前回22.0%）、「相互理解と交流を進める」が21.7%（前回20.1%）だった一方、「わからない」が25.7%（前回18.9%）で、言葉の壁や習慣の違いなどにより様々な困難を抱える外国籍住民に対する支援と交流の場が求められているとともに、関心を高め、理解を深めるための方策を講じることが重要となっています。

誰もが自らの出身地やルーツに誇りを持ち、他者の故郷を差別せずに尊重することが大切です。自国と異なる外国の文化、宗教、生活習慣などに関心を持ち、理解し、多様性を認め合う真の国際化を目指して、広範な市民を対象とした啓発と交流の場が必要です。

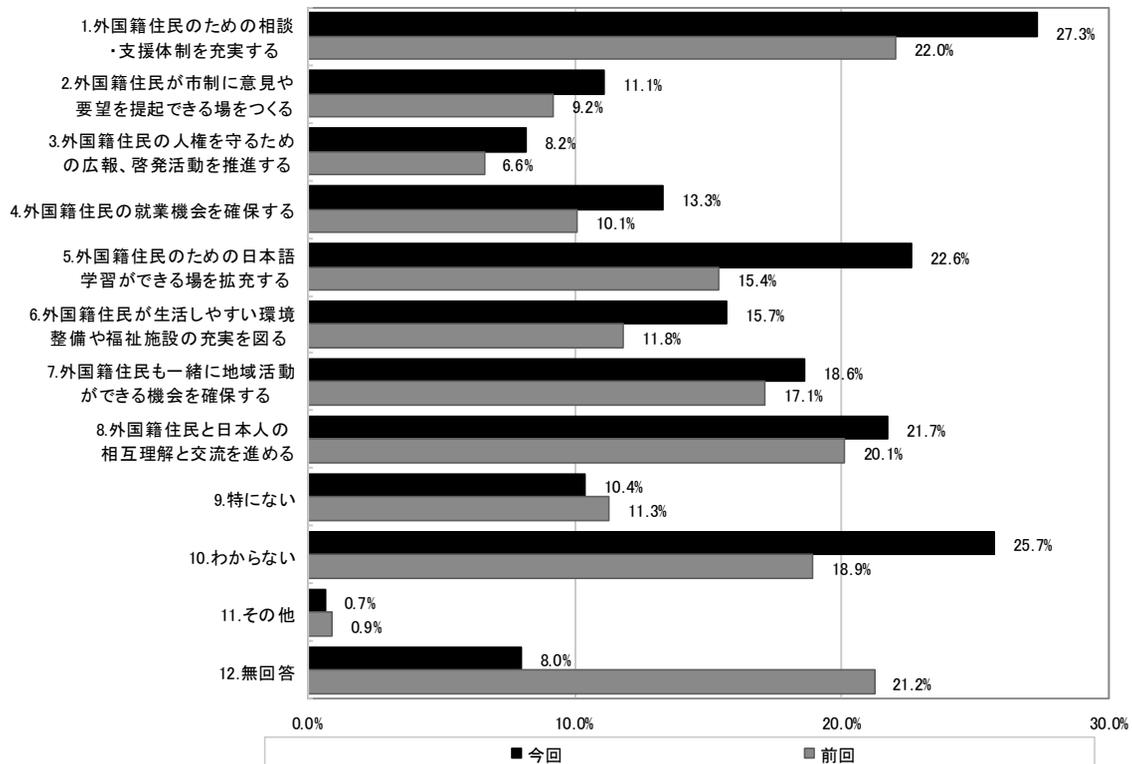
### **施策の方向**

- (1) 外国の文化、宗教、生活習慣、歴史等の理解不足から生じる差別や偏見を解消するため、正しい認識と理解を深める啓発を推進します。
- (2) 互いの文化や生活習慣などの違いを理解し、ともに尊重し合う関係を築くために、学校や地域での国際交流を推進します。
- (3) 外国籍住民が市民として安心して暮らせる環境を整備するために、公共施設の案内板などの外国語表記や多言語での情報提供など、行政サービスの向上を図ります。
- (4) 言葉の壁、宗教や文化の違いなどで様々な困難を抱える外国籍住民の不安を解消するため、相談・支援体制の充実と周知を図ります。

●外国籍住民の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか（回答は三つ以内）



●外国籍住民の人権を守るためにどのようなことが必要か。（回答は三つ以内）



## 7 インターネットによる人権侵害

### 現状と課題

パソコン、スマートフォンなどの情報端末によるインターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらし、今や日常生活に不可欠なものになっています。反面、匿名でどのような情報でも簡単に発信できることから、他人への誹謗・中傷をインターネット上の掲示板に投稿したり、個人のプライバシーに関する情報を掲載するなど、人権に関わる問題が急増しています。また、情報の真偽をしっかりと確認しないことによって、誤った情報を拡散してしまうということも起こっています。しかも、インターネット上の情報は一度掲載されると、一瞬であらゆるところに広まってしまいます。

このような状況に対し、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、法的な対応や業界の自主規制など、様々な対策が講じられています。しかし、依然としてインターネット上などの人権侵害は後を絶ちません。また、近年では、SNSなど(※)新しいコミュニケーション手段の進化と、それらの普及に伴う誘拐・暴行、パッシングや名誉棄損などの様々な事件や犯罪も起きています。

本市では、学校教育において児童・生徒を対象とした情報モラル教育を行うとともに、保護者を対象としたスマートフォンなどの利用に関する講習会に取り組んでいます。

今回意識調査では、「インターネット上で個人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して「人権を侵害する情報が掲載される」と答えた人が39.2%（前回32.3%）で最も多く、次いで「個人情報の流出」が30.6%（前回25.3%）でした。

情報化社会での人権侵害が一層深刻となっている状況が窺えます。

「インターネット上で個人の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「小・中学校からの教育」が40.6%（前回32.6%）、「法律、規則、罰則の強化」が39.7%（前回32.6%）でした。

人と人とのつながりを大切にすると、危険を回避し安全に利用する知恵を習得するための情報モラル教育を始め、広範な市民が情報化社会にふさわしい人権感覚を身につける必要があります。

### 施策の方向

- (1) プライバシー侵害や悪質な誹謗・中傷などインターネットに潜む様々な人権侵害の危険性を認識し、自らの行動に反映できるように啓発を推進します。
- (2) 学校教育において、情報化社会の利点と問題点の両面を踏まえた情報モラル教育を積極的に推進します。併せて、子どもたちを有害な情報から守るために、関係機関と連携し、家庭に対する啓発を推進します。
- (3) インターネットを介した様々な人権侵害に迅速に対応するため、法務局や警察等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実を図ります。
- (4) インターネットを介した人権侵害の未然防止や規制・罰則に関しては、国の法整備の

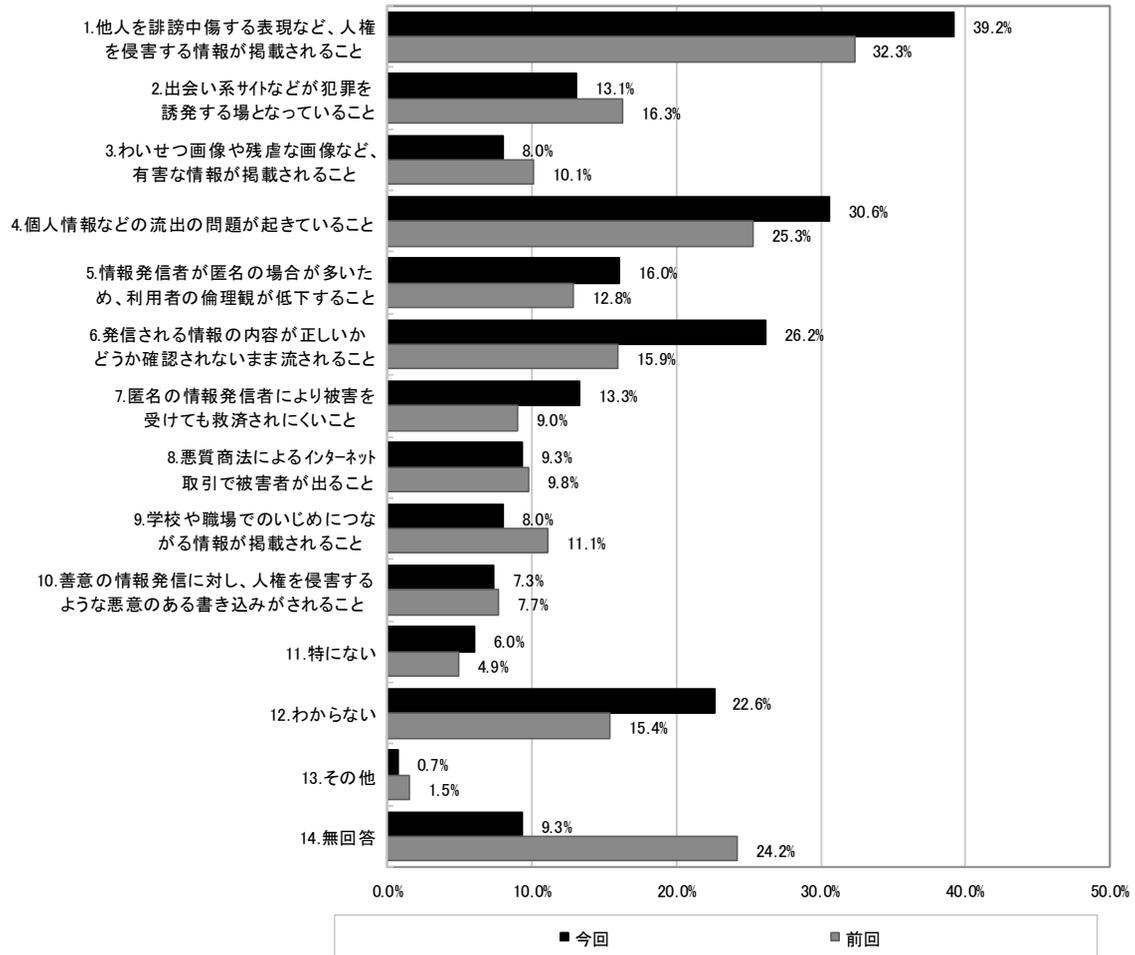
---

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略）は、共通の趣味などを持つ人達との交流を目的としたサービスの総称で、インターネット上で日記やメッセージなどを通じてつながること。

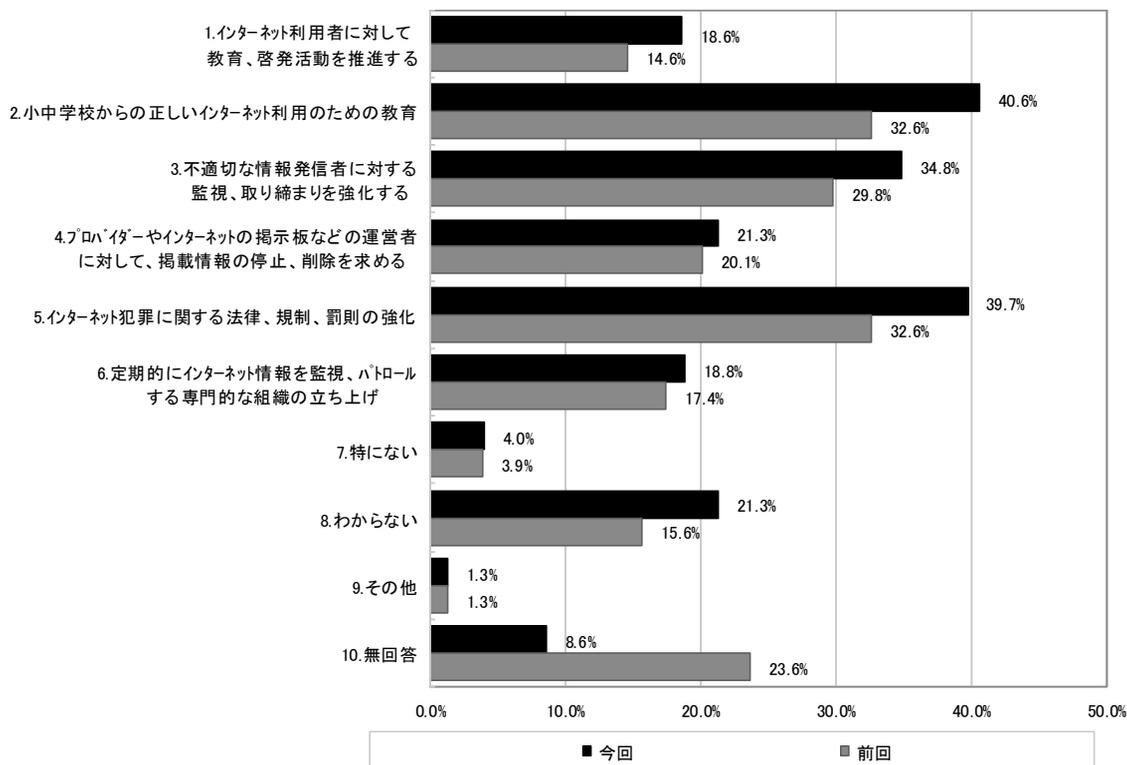
状況を注視、検証しながら対応を検討します。

(5) SNSなどインターネット上での誹謗中傷、嘘や誤った内容等の人権侵害に当たる悪質な投稿は、人権侵害であり、場合によっては犯罪になることを周知し、インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発活動を行うとともに、モニタリングを実施していきます。

●インターネット上で個人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●インターネット上で個人の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## 8 感染症患者等

### 現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者・元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

2020（令和2）年には、新たに発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方や家族のみならず、治療にあたった医療従事者等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷がなされ、問題となっています。また、行動自粛期間中に営業を続ける店舗や、他の地域から来た車両に対する嫌がらせ行為、さらに、休校中の子どもが公園にいたことに対する通報など、不安を背景にした過剰ともいえる反応から、新たな人権侵害が起こっています。

不確かな情報に惑わされることのないよう、正しい情報や知識を広めていくことが必要です。

### 【H I V感染者等】

H I Vとは、「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、このウイルスに感染すると身体の免疫力が徐々に低下し、いろいろな病気や症状が出るようになります。この状態がエイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）です。H I Vは日常生活では感染せず、感染しても早期治療でエイズの発症を未然に防ぐことができます。また、発症した場合でも、適切な治療で回復するケースが多くなっています。しかし、周囲の理解不足により、賃貸住宅への入居拒否や職場での差別待遇などの人権問題が生じています。

### 【ハンセン病患者・元患者、その家族】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、ほぼ一世紀に及ぶ長い間、隔離政策がとられてきました。1940年代には完治が可能になった病気であったにもかかわらず、1953（昭和28）年に制定された「らい予防法」では、依然、患者や元患者の強制隔離等を定めていました。隔離施設の入所者は、結婚の際に断種や堕胎を強制されるなど、隔離政策の下で著しい人権侵害を受けてきました。同法は、1996（平成8）年に廃止されましたが、施設入所者の多くは、長期間にわたる隔離により家族や親族との関係を断たれ、また、高齢化により社会復帰が困難な状況に置かれています。

このような中で、2001（平成13）年、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について、国の責任を認める判決を下しました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や名誉回復、健康増進等の措置が図られつつあります。また、2019（令和元）年には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、患者及び元患者の家族に対しても国の責任を認め、補償金が支給されることとなりました。

今回意識調査では、関心がある人権問題の中で、「感染症患者とその家族に関わる人権問題」と答えた人は18.0%（前回15.6%）、今回新たに設問した「ハンセン病患者や元患者とその家族に関わる人権問題」と答えた人は12.4%でした。2014（平成26）年に、県内各地のハンセン病患者が隔離された事実を示す県の資料が発見されたことを受けて、更にこの問題への市民の関心を高めていく必要があります。

HIVをはじめとした様々な感染症の感染者・患者、元患者、医療従事者ほか関係者が、病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、共に生きる社会が求められています。

### 施策の方向

- (1) HIV感染症、ハンセン病、新たな感染症等に対する関心と正しい知識を深めるための啓発を推進します。
- (2) 感染症患者や医療従事者等、また、その家族が安心して地域で暮らすことができるように、関係機関、関係団体等と連携して、相談・支援体制の充実を図ります。

## 9 その他の人権に関する現状と課題

### (1) 新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、旧昭和電工鹿瀬工場から阿賀野川に排水された工場用水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを長期間にわたって流域の住民が食べたことによって起きた公害で、1965（昭和40）年に公式に発表されました。この新潟水俣病は、上流から下流にいたるまでの広範囲な流域住民に与えた健康被害だけでなく、被害者やその家族に対する病気を理由とした差別や偏見を生み、深刻な人権問題をもたらしました。

1995（平成7）年に水俣病問題の政治的解決が図られた後も被害者の健康被害は続いており、企業等に対する損害賠償を求める裁判が提訴されるなど、現在も大きな社会問題になっています。

今回意識調査では、関心がある人権問題の中で、「新潟水俣病被害者などの人権」と答えた人は10.6%（前回9.4%）で若干増加しましたが、依然として関心が低い状況です。新潟県固有の環境問題であると同時に人権問題でもあるという認識に立って、市民の関心と理解を深める啓発が必要です。

## （2）北朝鮮による拉致被害者

北朝鮮による拉致問題は、深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。2002（平成14）年、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、同年に5名の拉致被害者の帰国が実現しましたが、他の被害者については、安否に関する納得できる説明がありません。国は、これまでに北朝鮮による拉致被害者として17名を認定し、全ての被害者の安全確保と即時帰国を求めています。また、この他にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、捜査・調査を進めています。

今回意識調査では、関心がある人権問題の中で、「拉致被害者やその家族に関わる人権問題」と答えた人は20.8%（前回19.9%）にとどまり、年代別に見ると10代から30代の関心が比較的低い結果でした。

多くの市民が拉致問題への認識を深め、関心を持ち続けることが、問題解決の大きな後押しになります。市では、拉致問題のパネル展開催などにより市民に対する啓発を行っていますが、学校教育を始め様々な場面での啓発を更に進める必要があります。

## （3）犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、事件そのものによる被害だけではなく、心ない人々の言動などにより心情を傷つけられたり、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損などの二次的被害を受けることがあります。また、捜査や裁判の過程で精神的・経済的な負担にもさらされています。

こうした中、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的に、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

市民に向けて犯罪被害者等支援団体の活動の周知を図るとともに、無責任なうわさや中傷、興味本位の報道などに惑わされず、犯罪被害者やその家族の置かれている状況に配慮できる人権感覚の醸成が求められています。

#### (4) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて罪を償った人に対して、未だ周囲の根強い偏見や差別意識があります。就職や賃貸住宅の入居の際の差別、地域社会の悪意あるうわさなど、社会復帰を目指す当事者は、極めて厳しい状況に置かれています。また、当事者だけでなく、その家族や親族が差別的な扱いを受ける場合があり、これらは重大な人権侵害です。

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、速やかな社会復帰を後押しするための啓発を、関係機関・関係団体等と連携して推進する必要があります。

#### (5) 性的マイノリティ

性のあり方は多様です。自分の身体の性と心の性が一致しないため持続的な違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人もいます。これらの性的マイノリティ（少数者）と呼ばれる人たちは、偏見や好奇の目で見られることが多く、自分が社会に受け入れられていないという思いから、自殺未遂率が高いとも言われています。

世界保健機構（WHO）は、1990（平成2）年、国際疾病分類（※）において、それまで治療の対象とされていた同性愛を記載から外し、我が国でも1994（平成6）年に当時の厚生省がこれを公式基準として採用しました。世界には同性愛者同士の結婚を合法としている国もあります。

また、2004（平成16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合は、家庭裁判所の審判に基づき、戸籍や住民票上の性別の変更が可能になりました。

今日、性のあり方には様々な形があるということを正しく理解する必要があります。多様な性のあり方を受け入れる社会づくりが求められています。

そのためには、専門家や当事者から話を聞くなどの研修会を開催することにより、性同一性障がい、性的指向、性自認に関する知識を身につける機会を設けるほか、身の回りの習慣や慣例とされている意識や行動を再考し、性的マイノリティに関する差別やハラスメントにつながるものを解消していくことが求められます。加えて、性同一性障がい、性的指向、性自認を本人の同意なく他の人に暴露することは、その人の生活を壊す人権侵害であることを周知する必要があります。

#### (6) アイヌの人々

明治維新後、政府はアイヌの人々に対して、アイヌの生活習慣や様式を無視して日本語の使用や日本式の姓名を名のることを強制するなどの厳しい「同化政策」を行いました。その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りや尊厳を取り戻す動きが起こり、1997（平成9）

---

※WHOが国際的に統一した疾病、傷害及び死因の統計分類の体系で、各国に諸統計で使用するように勧告しています。我が国では「疾病、傷害及び死因の統計分類」を作成し、統計法に基づく統計調査や医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用しています。

年に、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るために、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

さらに、2007（平成19）年、国連総会での「先住民族の権利に関する国連宣言」を受けて、翌2008（平成20）年、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、初めて公的にアイヌの人々が先住民族であると認められました。

しかし、未だにアイヌの人々に対する正しい理解は十分でなく、アイヌ民族はもういない、日本は単一民族だという誤った認識も一部でなされています。独自の文化と歴史を持つ先住民族であるアイヌの人々に対する関心と理解を深めるための啓発が必要です。

### （7）路上生活者（ホームレス）など

著しい社会・経済情勢や雇用情勢の変化と個人的な要因が複合的に絡み合っただけで路上生活を余儀なくされている人々が、嫌がらせや暴力を受けたり、インターネットカフェ等で寝泊まりせざるを得ない状況にある人が、住所を設定できずに不利益を被るなどの人権侵害が問題となっています。

国は、2002（平成14）年、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定し、2003（平成15）年、同法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、路上生活者に対する自立支援に向けた各種施策に取り組んでいます。しかし、依然厳しい経済雇用情勢が続く中、職や住まいを失い、路上生活やインターネットカフェでの生活を余儀なくされる人が増加することが心配されます。

路上生活者などに対する差別や偏見を解消するための啓発や、不利益をなくすための対策が求められています。

### （8）災害時における人権侵害

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの尊い人命が奪われ、暮らしや働く場が奪われました。

避難所では、被災者のプライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人、外国人などの要援護者や女性への配慮が問題となりました。また、根拠のない思い込みや偏見で原発事故の避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の学校でいじめられるなどの人権侵害が起きました。さらに、観光業や農林漁業等多大な風評被害を受けました。

近年、地震のほか台風や豪雨による災害が頻発する中、災害時における避難所運営や情報伝達等に当たっては、人権に十分に配慮した対応や、風評等による二次的被害としての人権侵害を発生させない人権教育と啓発が必要です。

.....

他にも、ひきこもりやニート問題、職業差別、婚外子（非嫡出子）、パワハラ・セクハラをはじめとするハラスメントなど多岐にわたる人権問題が存在します。また、情報通信技術・国際化の進展、社会・経済情勢の著しい変化などによる新たな人権課題の発生も予想されます。

本市では、いろいろな悩みごとなどを抱えている人に対して相談窓口を設置し対応していますが、様々な人権問題に関する相談に迅速かつ適切に対応できるように、関係機関、関係団体等との連携を強化するとともに、利用しやすい相談体制の充実と周知に努めます。

また、人権侵害が生じた場合の具体的な救済の仕組みづくり等は、関係機関、関係団体等と連携し進めていきます。



## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画に基づき、人権教育・人権啓発を着実に推進するために、全庁的に人権課題や人権問題に関する情報を共有し、緊密な連携を図ります。男女共同参画、高齢者、障がい者等の個別計画を策定している部署については、本計画との整合を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。

新たな人権課題、人権問題の発生や、それらが複数の部署に関係する場合については、迅速かつ適切に対応できるよう各部署の協力・連携を進めます。

また、市民全体の人権意識を高め、互いの人権が等しく尊重される地域づくりを進めるためには、権利の主体者である市民一人ひとりの理解と協力が必要です。本計画の趣旨が広く市民に浸透するように様々な機会をとらえ周知に努め、市民と手を携えて本計画を推進します。

### 2 関係機関等との連携

人権教育・人権啓発を総合的・効果的に推進するためには、関係機関、関係団体等との連携が欠かせません。

国、県はもとより、人権全般の教育・啓発活動を行なっている南魚沼人権擁護委員協議会、本市も構成員になっている中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会、人権問題の解決を目指す関係団体、警察、消防、医療機関等との連携を強め、地域の実態に即した取組を推進します。

さらに、企業・民間団体等に対して自主的・主体的な人権教育・啓発の取組を働きかけるとともに、その活動を支援します。

### 3 計画の評価と見直し

本計画の中間年に、本市の個別計画に掲載の人権に関わる施策の進捗状況の評価と、本計画の評価・見直しを行いました。なお、今後は関係団体、有識者及び市民で構成する市民検証委員会（仮称）において、個別施策の検証・評価を行うこととしています。



資 料 編

# 1. 世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日 第3回国際連合総会で採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対

して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



## 2. 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

#### 第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

#### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第14条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

#### 第15条

- 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

#### 第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

#### 第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

#### 第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

#### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 第20条

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### 第21条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第22条

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 第23条

学問の自由は、これを保障する。

#### 第24条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、

相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

#### 第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 第27条

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

#### 第29条

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

#### 第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

#### 第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

#### 第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

#### 第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

#### 第35条

- 1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所

及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

#### 第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

#### 第37条

1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

#### 第38条

1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

#### 第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

#### 第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

### 第10章 最高法規

#### 第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 第98条

1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

#### 第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

### 3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の寛容を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



## 4. 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

平成16年4月

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 基本指針策定の趣旨

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」を採択した。

それ以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を制定し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきており、本県においても、これまで、県民が人権を尊重するという視点に基づき、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきた。

しかし、現状では、これまでの取組が十分とは言えず、依然として解消されていない部落差別をはじめ、児童虐待や女性に対する暴力、障害者・高齢者・外国人に対する偏見、北朝鮮による拉致被害など様々な人権侵害が問題となっており、また、国際化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に対する新たな課題も発生している。

こうした中、人権の世紀と言われる21世紀にふさわしい社会の実現を目指していくためには、これまでも増して、県民の人権意識の高揚に対する取組に一層の努力を行い、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」意識を高める必要がある。

このため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）に明記されている人権教育及び啓発に関する施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識の向上のための教育及び啓発など本県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため本基本指針を策定する。

#### 2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人々の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人ひとりの個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

### 3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものである。同時に、「新潟県長期総合計画 21世紀最初の10年計画新潟・新しい波」（2001～2010）と整合性を持ち、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人ひとりが人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

### 4 基本指針策定の背景

- (1) 国際的動向（略）
- (2) 国の動向（略）
- (3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。

今後は、この基本指針に則し、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり諸施策を着実に実施していく必要がある。

## 第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進（略）

### 第3章 分野別人権施策の推進（略）

### 第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（略）

### 第5章 人権施策推進に向けて

#### 1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

##### (1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議（仮称）」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

##### (2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

##### (3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

#### (4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を実施する。

## 2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。章参考資料

### (1) 国との連携

国が実施する「人権啓発フェスティバル」などの人権関係施策に参加するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

### (2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

### (3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図りながら、人権啓発の効果的な推進に努める。

## 3 基本指針の見直し

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。



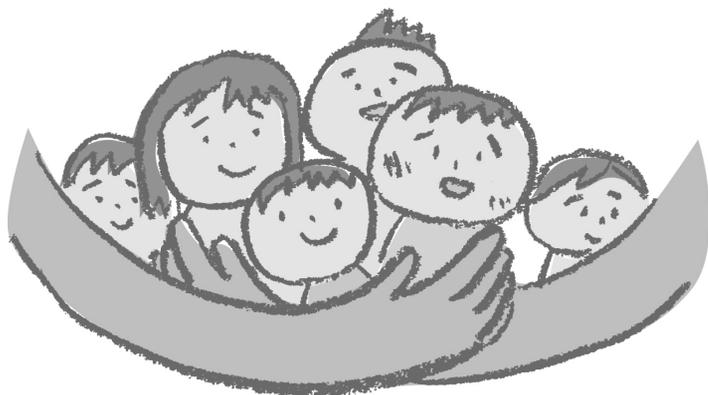
## 5. 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言

令和2年4月1日

すべての人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。

しかし、社会の急激な変化は、人々の生活を変容させ、利己主義や人命軽視などの心の荒廃をもたらし、その結果、人間としての尊厳を傷つけるいじめや差別等の人権侵害に関する事象が生じてきています。

よって、魚沼市では、すべての市民があらゆる人権侵害を根絶し、いじめや差別等のない、明るく住みよい社会づくりを一層推進していくことを誓い、ここに「いじめ・差別等追放都市」を宣言します。



## 6. 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例

令和2年3月19日

条例第11号

日本国憲法で、全ての国民に、法の下での平等その他の基本的人権の享有を保障しているように、全ての人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。魚沼市では、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策の展開を推進しています。しかし昨今、心の荒廃、いじめや差別等の問題が家庭、学校、地域社会など、あらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。

いじめや差別等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が不可欠です。

いじめや差別等のない明るく住みよい社会を目指し、市民が様々な地域活動の中で築いてきた力を結集していじめや差別等を防止するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ・差別等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業及び公的機関の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策及びその推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ・差別等を防止して人権を守り明るく住みよい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ・差別等 言葉、文書(電子媒体を含む。)、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視等による精神的な苦痛を与えるもの及び偏見や先入観をもとに、特定の人々に対する不利益・不平等な扱い並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する

る法律(平成17年法律第124号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)に規定する虐待、暴力、差別等をいう。

(2) 市民 市内に住所又は生活若しくは活動の拠点を置く者及び一時的に市内に滞在する者をいう。

(3) 関係機関 警察署、児童相談所等の相談協力機関をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民は、何人に対しても、いじめ・差別等をしてはならない。

2 いじめ・差別等の防止の推進は、基本的人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会を目指すことを旨として、行われなければならない。

3 いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会がそれぞれの責務及び役割を自覚するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会と連携するとともに協力して、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等を受けた場合には、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に当たらなければならない。

3 市は、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会におけるいじめ・差別等の防止活動について、必要な支援を行うとともに、活動の促進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 全ての市民は、基本理念にのっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた事業、活動等に積極的に協力するよう努めなければならない。

- 2 全ての市民は、いじめ・差別等を発見した場合又は知った場合は、速やかに市、学校又は関係機関に情報を提供するものとする。ただし、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

(学校及び社会福祉施設の責務)

第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ・差別等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利の尊重に努めなければならない。

- 2 学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。この場合において、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

- 3 学校及び社会福祉施設は、市、関係団体、地域社会等が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。

(企業及び公的機関の責務)

第7条 企業及び公的機関は、事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有していることを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員が互いに連携するとともに協力して、いじめ・差別等のない職場づくりに努めなければならない。

- 2 企業及び公的機関は、職場内でいじめ・差別等を把握した場合には、速やかにいじめ・差別等の解決に向けた対策を講じなければならない。

- 3 企業及び公的機関は、市、学校、社会福祉施設、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に協力するよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第8条 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、互いに助け合い協力して、いじめ・差別等の防止に向けた活動への役割を果たすとともに、市、学校又は関係機関への情報の提供に努めるものとする。

- 2 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動の中で、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する計画を策定するものとする。

(いじめ・差別等の相談窓口の設置)

第10条 市は、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会からのいじめ・差別等の相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、いじめ・差別等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第12条 市は、いじめ・差別等の防止及び解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、国、県、関係機関及び関係団体との連携の強化に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(個人情報に対する取扱い)

第14条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

3 市、学校又は関係機関は、第5条第2項の規定により通告、通報、相談等した市民を保護するため、当該市民に係る個人情報の取扱いに万全を期さなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 7. 計画策定の経緯

本計画は、人権に関する意識調査、魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会及び庁内検討委員会における以下の審議等を経て策定しました。

(2013 (平成25) 年度)

	策定委員会	庁内検討委員会	その他
1月		(8日)第1回委員会 ・計画の策定方法 ・意識調査の内容他	
2月	(25日)第1回委員会 ・会長、副会長の選任 ・計画の策定方法 ・意識調査の内容他	(18日)第2回委員会 ・意識調査の内容他	
3月			意識調査票発送及び回収

(2014 (平成26) 年度)

	策定委員会	庁内検討委員会	その他
4月			意識調査集計業務委託
5月	(29日)第1回委員会 ・今後のスケジュール ・計画の構成他	(16日)第1回委員会 ・今後のスケジュール ・計画の構成他	
6月		(30日)第2回委員会 ・意識調査の分析	意識調査中間報告
7月	(10日)第2回委員会 ・意識調査の分析	(28日)第3回委員会 ・素案1章、2章	意識調査集計完了
8月	(28日)第3回委員会 ・意識調査の分析 ・素案1章、2章		
9月	(2日)関係団体意見聴取会 ・4団体から聴取	(29日)第4回委員会 ・素案3章、4章	
10月	(9日)第4回委員会 (23日)第5回委員会 ・素案1章、2章、3章		
11月	(6日)第6回委員会 ・素案3章、4章		
12月			庁議で素案審議
1月～			パブリックコメント実施

中間見直し

(2019 (令和元) 年度)

	策定委員会	庁内検討委員会	その他
7月		(26日)第1回委員会 ・ 中間見直しについて ・ 意識調査の内容他	
8月	(7日)第1回委員会 ・ 会長、副会長の選任 ・ 中間見直しについて ・ 意識調査の内容他	(28日)第2回委員会 ・ 意識調査の内容他	
9月	(10日)第2回委員会 ・ 人権問題研修 ・ 意識調査の内容他		
11月 ～ 12月			意識調査票発送及び回収
1月 ～ 2月			意識調査集計、分析
3月	第3回委員会 (書面会議) ・ 意識調査結果について		意識調査結果報告

(2020 (令和2) 年度)

	策定委員会	庁内検討委員会	その他
7月		(16日)第1回委員会 ・ 中間見直しについて	
8月	(11日)第1回委員会 ・ 中間見直しについて		
9月		(14日)第2回委員会	
10月	(12日)第2回委員会		
11月			庁議で見直し素案報告 パブリックコメント実施
1月	第3回委員会 (書面会議) ・ パブリックコメント結果 と反映について	第3回委員会 (書面会議) ・ パブリックコメント結果 と反映について	
3月			中間見直し策定報告

## 8. 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員名簿

(2021 (令和3) 年3月末現在)

氏 名	区 分	備 考
あきやま まさみち 秋 山 正 道	学識経験者 (新潟産業大学教授)	
ほしの おさみ 星 野 修 美	学識経験者 (元魚沼市中央公民館長)	
いぐち まさひろ 井 口 正 博	各種団体等 (魚沼市自立支援協議会)	
きくらの きみよ 櫻 井 君 代	各種団体等 (小千谷魚沼地区保護司会)	
さとう ふみえ 佐 藤 文 江	各種団体等 (商工会女性部)	
さとう まりこ 佐 藤 真 理 子	各種団体等 (魚沼地域振興局健康福祉部)	
さとう よしお 佐 藤 喜 郎	各種団体等 (魚沼市老人クラブ連合会)	
しもむら こうへい 下 村 耕 平	各種団体等 (魚沼市社会福祉協議会)	会長
たかはし とみえい 高 橋 富 榮	各種団体等 (魚沼市民生委員児童委員協議会)	
たきざわ たけし 瀧 澤 剛 志	各種団体等 (北魚沼地区平和環境労働組合会議)	
たねむら ひろゆき 種 村 博 行	各種団体等 (魚沼市教育振興会)	
ほそい まさこ 細 井 雅 子	各種団体等 (南魚沼人権擁護委員協議会)	副会長
わきもと しょうへい 脇 本 正 評	各種団体等 (部落解放同盟新潟県連合会)	
いまい 輝 昭 今 井 輝 昭	公募	
がくはり ともみ 覚 張 朋 美	公募	

※魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱第3条 (1) ~ (3) かつ五十音順

## 9. 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

平成26年1月23日

告示第5号

(設置)

第1条 本市における人権教育及び啓発の総合的な推進を図ることを目的とした魚沼市人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、その内容を審議するため、魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、必要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号から第4号までの規定に該当する者にあつては、市内に住所を有する者の中から選出するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 人権教育・啓発に関心を有する者で、公募により市長が選考したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、委員の一部の出席をもって開くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月23日から施行する。

## 10. 魚沼市人権教育・啓発推進計画庁内検討委員名簿

(2021 (令和3) 年3月末現在)

氏 名	所 属		備 考
くわぼらのぼる 桑 原 昇	市民福祉部		委員長
こやまおさむ 小 山 収	総務政策部	総務人事課	
ひらさわとおる 平 澤 徹	総務政策部	企画政策課	
ほしのたくみ 星 野 巧	総務政策部	地域創生課	
ほし たかこ 星 孝 子	市民福祉部	福祉支援課	
ほしのみなみ 星 野 未 菜 美	市民福祉部	介護福祉課	
すずきゆうこ 鈴 木 裕 子	市民福祉部	健康増進課	
さとうゆたか 佐 藤 豊	産業経済部	商工課	
さとうあきひろ 佐 藤 彰 弘	教育委員会事務局	学校教育課	
あさいかつみ 浅 井 勝 美	教育委員会事務局	生涯学習課	
おしまかずこ 大 島 和 子	教育委員会事務局	子ども課	

※順不同

(事務局)

氏 名	所 属		備 考
たかはしともこ 高 橋 朋 子	市民福祉部	市民課	課長
あさいゆみこ 浅 井 由 美 子	市民福祉部	市民課	
うるましげみ 閨 間 茂 美	市民福祉部	市民課	

## 11. 人権施策担当部署

(2021 (令和3) 年3月末現在)

総括：市民福祉部市民課

分野別	市担当部署		主な担当業務
女性	総務政策部	企画政策課	男女共同参画推進計画の推進
	市民福祉部	福祉支援課	DV対策
	教育委員会事務局	子ども課	母子対策
子ども	教育委員会事務局	学校教育課	人権教育、教職員研修、不登校・いじめ問題
		子ども課	子ども・子育て支援事業計画の推進 (H27.4～)
	総務政策部	地域創生課	子育ての駅
高齢者	市民福祉部	介護福祉課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進
障がいのある人	市民福祉部	福祉支援課	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進
	教育委員会事務局	学校教育課	特別支援教育
同和問題	総務政策部	総務人事課	職員研修
	市民福祉部	市民課	職員研修、市民啓発
	教育委員会事務局	学校教育課	人権教育、教職員研修
		生涯学習課	人権教育
外国籍住民	市民福祉部	市民課	相談窓口、市民啓発
	教育委員会事務局	学校教育課	外国籍児童・生徒支援
インターネットによる人権侵害	市民福祉部	市民課	相談窓口、市民啓発
	教育委員会事務局	学校教育課	情報モラル教育
感染症患者等	市民福祉部	健康増進課	相談窓口、市民啓発
その他の人権問題	市民福祉部	市民課	相談窓口、市民啓発

## 12. パブリックコメントの結果とその反映状況

- (1) 公表資料 魚沼市人権教育・啓発推進計画（中間見直し）（案）  
魚沼市人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査（結果報告）
- (2) 実施期間 2020（令和2）年11月25日（水）～12月21日（月）
- (3) 閲覧場所 市民福祉部市民課、北部事務所、北部事務所入広瀬分室、市ホームページ
- (4) 提出者数及び件数 3団体 15件
- (5) 提出方法の内訳

持参	郵送	F A X	電子メール	合計
1団体	0	0	2団体	3団体

- (6) 意見の内訳

項 目	件数
第1章 4 市政運営の考え方と人権課題	1件
第2章 1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進	1件
第2章 3 企業・団体等における人権教育・啓発の推進	1件
第3章 4 障がいのある人	1件
第3章 5 同和問題	3件
第3章 6 外国籍住民	
第3章 7 インターネットによる人権侵害	
第4章 1 計画の推進体制	2件
第4章 2 関係機関等との連携	
第4章 3 計画の評価と見直し	
第4章	3件
資料編	
その他	3件
合 計	15件

- (7) 意見の反映状況

(Ⅰ) 反映するもの	0件
(Ⅱ) 一部反映するもの	4件
(Ⅲ) すでに反映しているもの	2件
(Ⅳ) 今後の検討課題とするもの	11件
(Ⅴ) 記述を変更しないもの	5件
合 計	22件

※意見1件に対し反映状況が複数の場合があるため、合計は意見総数と一致しない。

---

## 魚沼市人権教育・啓発推進計画

2015（平成27）年3月策定（2021（令和3）年3月中間見直し）

発行 2021（令和3）年3月

編集 魚沼市市民福祉部市民課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

TEL：025-792-8844

FAX：025-792-5600

E-Mail：soudan@city.uonuma.lg.jp

---